SOMPO

SOMPOダイレクトの現状 2026

SOMPOダイレクト損害保険株式会社

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「ＳＯＭＰＯダイレクトの現状 2026」を作成しました。
2025 年度の成果や経営戦略、事業内容、決算内容、今後の方針などをわかりやすく説明しています。
本誌が、当社をご理解いただくうえで皆さまのお役に立てれば幸いに存じます。

会社概要（2026 年 3 月 31 日現在）

会　　社　　名：ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社
設　　立：1982 年（昭和 57 年）9 月 22 日
資　　本　　金：402 億 6 千万円
本 社 所 在 地：〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
代表電話番号：03-3988-2711
株　　主：損害保険ジャパン株式会社（100%）

目　　次

トップメッセージ …… 1
ＳＯＭＰＯグループの概要 …… 2
当社の中期経営計画（2024 年度～2026 年度） …… 4
代表的な経営指標 …… 5
トピックス …… 7
当社のブランド …… 8
お客さま本位の業務運営方針 …… 10
サステナビリティ …… 13
取扱い商品ラインアップ …… 14
元受商品 …… 15
新商品の開発・主な商品改定の状況 …… 16
保険金のお支払いとサービス体制（自動車保険） …… 17

Ⅰ. 会社の概要および組織
沿革 …… 20
事業の内容 …… 20
関連会社 …… 20
組織の状況 …… 21
株式・株主の状況 …… 22
役員の状況 …… 24
人材開発 …… 27

Ⅱ. 業務のご案内
保険募集 …… 31
中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界
関連の紛争解決機関 …… 33
保険の仕組み …… 34
約款について …… 34
保険料について …… 35

資料編目次 36
Ⅲ. 保険会社の運営 37
Ⅳ. 業務に関する事項 57
Ⅴ. 財産の状況 76

※本誌は、保険業法第 111 条、同施行規則第 59 条の 2 に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

お客さまの豊かな人生の実現をサポートし続ける存在へ
「いつもにそっと もしもに安心」

AIの急速な社会実装やインフレーションの進行、人口減少、国際情勢の不安定化は、お客さまの日常生活に大きな変化をもたらしています。また、損害保険業界では構造的課題の解消に向け、業界をあげた取組みが進んでいます。私たちダイレクト損害保険会社のビジネスも大きな転換点にあり、変化に適切に対応し、レジリエンスを高めていくことで、お客さま・株主・従業員をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応えながら、損害保険会社の社会的使命をしっかりと果たしてまいります。

現在、当社は、2024年度に公表した中期経営計画において「データドリブンな事業運営の確立」と「オペレーションモデルの変革」という2つの基本戦略を掲げ、さまざまな取組みを進めています。また、2025年度には、新たに「AI・デジタルオリエンテッドな保険会社」への進化を目指す姿に掲げ、最先端のシステム基盤へと刷新するとともに、最良の顧客体験の提供と業界最高水準の効率と品質を併せ持ったオペレーションの構築を目指す全社プロジェクトをスタートさせました。

一方で、AIに代表されるテクノロジーがどれほど進化しても、損害保険商品の本質的な価値である「事故というお客さまの非日常のサポート」において、お客さまの声を聴き、お客さまに寄り添った応対をすることは「人（ヒト）」にしかできません。

そして、お客さまと「直接つながる」ダイレクト損害保険会社だからこそ、「現場の力、ヒトの価値」を研ぎ澄ますことが、当社がお客さまに選ばれ続けるために最も重要なことだと考えています。

「お客さまのいつもにそっと寄り添い、お客さまがもしもの時に安心をお届けする」。

この想いを胸に、変わりゆく時代においても揺るがない「お客さま視点」を持ち続け、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」をパーパスに掲げるSOMPOグループの成長を牽引し、皆さまの不安を安心に変えられる最も身近なパートナーであり続けたいと願っています。

今後とも、皆さまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年7月
SOMPOダイレクト損害保険株式会社
代表取締役社長
中川勝史

グループ経営体制

SOMPO グループは、2024 年 5 月に中期経営計画（2024 ～ 2026 年度）を公表し、SOMPO のパーパスを「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」と再言語化するとともに、「レジリエンスのさらなる向上」と「つなぐ・つながる」を中期経営計画のゴールと定め、持続的な企業価値の向上を追求することとしました。

2025 年 4 月からグループの主力事業を「SOMPO P&C（損害保険事業）」と「SOMPO ウェルビーイング」の 2 つのビジネス領域に集約し、従来の金融・保険の枠組みを超えて、社会課題の解決そのものを事業の核に据えています。

これらの推進に向け、グループのさらなる一体化を目的に、2027 年 4 月 1 日付で商号を「SOMPO グループ株式会社」へと変更します。レジリエンスを高め、グループの多様性を活かし、国境や事業を越えてつながり学び合う企業文化を醸成することで、SOMPO グループをより強固で革新的なグループへと成長させ、「“安心・安全・健康”であふれる未来」の実現を目指していきます。

＜体制のイメージ図＞

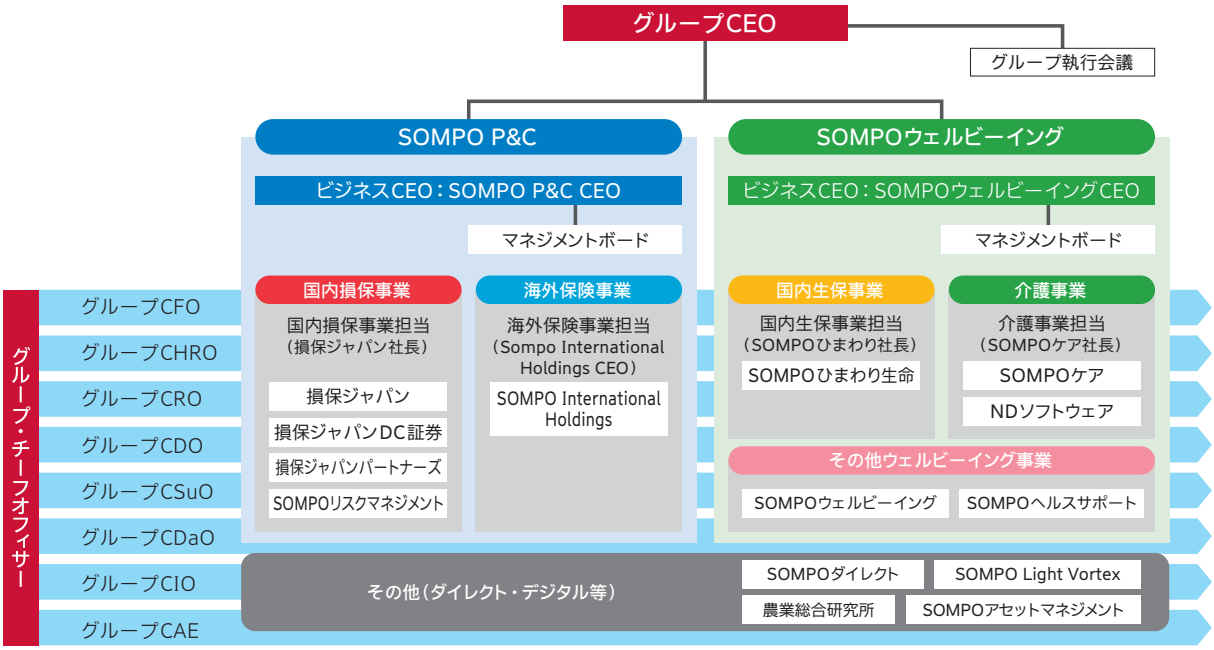

（2026年6月30日時点）

■ SOMPOグループの概要

1　経営理念「SOMPOのパーパス」

「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」をパーパスとし、保険だけにとどまらない“安心・安全・健康”に資するサービスを提供し、未来を切り拓いていくことを目指していきます。幸せで豊かな社会・人生の実現に向けた頼れるパートナーとして、社会や人々のさまざまなリスクや不安に向き合い、ともに歩み、支えていきます。

2　グループビジョンの新設

「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」の実現に向け、今後 10 年で目指す姿として、グループビジョン「未来の可能性を解き放つ（The vision to unlock possibilities）」を 2026 年 5 月より新たに掲げました。
このグループビジョンには、変化を待つのではなく、グループの一人ひとりがプロアクティブに未来を見据え、自ら考え、行動し、変革していくという意思を込めています。

3　経営体制

2025 年 4 月から、「SOMPO P&C」と「SOMPO ウェルビーイング」の 2 つをビジネス領域とし、各ビジネス領域を統括するビジネス CEO を配置しています。それぞれにビジネス CEO の諮問機関となるマネジメントボードを設置し事業を推進します。

4　事業の構成

SOMPO P&C の傘下で、国内損害保険事業と海外保険事業を展開しています。SOMPO ウェルビーイングの傘下で、国内生命保険事業と介護事業を展開しています。国内損害保険事業を祖業としながらも、時代とともに変化する社会課題に対するソリューションを提供します。

■ 各事業領域の成長戦略

国内損害保険事業

国内損害保険事業では、損害保険ジャパン株式会社における「SJ-R」が着実に進展しており、引き続き、事業基盤と収益基盤の変革を進めていくことで、持続可能な成長を実現していきます。事業基盤の変革では、カルチャー変革、データドリブン経営の推進、専門人材の強化などに取り組み、競争力の強化を図ります。収益基盤の変革では、既存の取組みに加え、営業部門・保険金サービス部門の基幹オペレーションを見直すことで生産性の向上に取り組みます。

また、防災・減災分野の取組みを強化するプロジェクト「HIKESHI DNA 2030 Project」を開始しました。「災害に強く、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現」に向け、災害発生前・中・後、すべての局面でお客さまに安心をお届けする商品・サービスの創出に取り組んでいきます。

海外保険事業

海外保険事業では、強固なバランスシートと規律あるアンダーライティングを背景に Sompo International Holdings Ltd. が SOMPO グループの成長ドライバーとして、事業規模・収益性ともに着実な成長を続けていきます。

国内生命保険事業

SOMPO ひまわり生命保険株式会社は、「ウェルビーイング応援企業」として、同社の提供価値である「予測」「予防」「保険」「予後・介護」「ライフエンディング」までを支えるバリューチェーンの実現に向け、「Insurhealth®（インシュアヘルス）」商品およびウェルビーイングサービスの開発・拡充に取り組みます。

介護事業

SOMPO ケア株式会社は、圧倒的な人手不足を見据え、テクノロジー、デジタル・データ・AI の活用等により、品質を伴う生産性向上を実現する「未来の介護」に取り組んでいます。さらに、自社で培ったノウハウやサービスを、エヌ・デーソフトウェア株式会社とともにソリューションとして他の事業者へ提供することで、介護業界の持続可能性向上に貢献し、「日本の介護を変える。そして、日本の未来を創る。」というパーパスの実現を目指しています。

その他ウェルビーイング事業

SOMPO ウェルビーイング株式会社は、介護の相談窓口「ウェルビオ」などを通じて、健康・介護・老後資金にまつわる 3つの「不」を解消し、不安を希望に変えていきます。SOMPO ヘルスサポート株式会社は、最新技術で心身の状態を分析・最適化し、予防から再発防止まで、企業・保険者様の健康を総合的なヘルスケアで支えます。

その他（ダイレクト・デジタル等）

当社では、「よりわかりやすく、より簡単に」「合理的で納得感のある価格」でお客さまに選ばれ続けるダイレクト商品・サービス・顧客体験を、SOMPO Light Vortex 株式会社では、デジタル・データ技術を活用した商品・サービスをそれぞれ提供し、株式会社農業総合研究所では、日本における農産物の最大の販売チャネルである食品スーパーを通して、多くの生産者と生活者をつなぐ新しいプラットフォームを構築しています。また、SOMPO アセットマネジメント株式会社では、個人投資家や年金基金等の機関投資家の運用ニーズに対してソリューションを提供しています。

■ グループ共通戦略

1 人材戦略

各事業の戦略実行には人材ポートフォリオの質と量の確保が不可欠であり、自律的なキャリア形成を促し、成長志向にあふれるプロフェッショナル集団を目指していきます。そのために、人事施策・人材投資、コーポレートカルチャーの変革を通じて、会社と社員がともに成長できるよう、人材基盤を強化していきます。

2 財務戦略

各事業の戦略実行および経営数値目標達成を財務面で支えるべく、高資本効率分野への資本配賦、低資本効率分野の削減、魅力ある株主還元方針の検討、ESR ターゲットレンジ見直し、レミッタンス強化（持株会社への資本集約）など、資本循環経営をさらに進化させていきます。

3 データ・デジタル戦略

デジタル化によるグループ各社の品質と生産性向上およびデータを活用したオペレーション、経営への進化に向け、グループ内のリソースをより効率的かつ柔軟に活用し、環境変化への即応性が高く、また機動的な判断ができるデータ・デジタル推進体制を構築していきます。

当社の中期経営計画（2024 年度～2026 年度）

当社は、2024 年度に「新しいビジョン」と「3 か年の中期経営計画」を策定しました。
“日本を代表するダイレクト保険会社 ” を目指し、中期経営計画に定めた 2 つの基本戦略を中心とする取組みを進めています。

■ 中長期ビジョン(目指す姿)

日本を代表するダイレクト損害保険会社へ
～AI・デジタルオリエンテッドな保険会社への進化～

中長期ビジョン

安心な暮らしを願うすべての「おとな」に
心地よい距離感で「直接」「つながり」
難しいといわれる保険を、よりわかりやすく、より簡単に
合理的で納得感のある価格で提供します

2つの方針

◆お客さまやマーケットが求める体験価値（CX）を軸として、お客さまとの直接の接点の構築や強化によるオーガニック成長を実現します。
◆“ 安心・安全・健康 ” に資するサービスをお客さまにお届けするＳＯＭＰＯグループの中核を担う、お客さまとの接点になることを目指します。

■ 中期経営計画

お客さまに選ばれ続ける商品・サービス・顧客体験の提供

中期経営計画の 2 つの基本戦略

データドリブンな事業運営の確立	オペレーションモデルの変革
データの分析・活用力を研ぎ澄まし、お客さまのニーズやリスクに合った商品・サービスの提供力を向上する ・プライシングの最適化 ・お客さまとのコミュニケーションの高度化 ・データに基づき判断、改善する仕組み	業務プロセス全体を抜本的に見直し、生産性・品質・専門性を最大化する新たなオペレーションを構築する ・業務の類型に応じた分業化・集約化 ・業務の自動化、AI・デジタル化 ・AI・デジタル活用による業務の高度化

基本戦略を支えるシステム基盤・データ基盤の整備

代表的な経営指標

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 （対前期増減率）	69,256 （7.5%）	70,704 （2.1%）	**73,291** （**3.7%**）
正味損害率	72.6%	75.9%	**72.8%**
正味事業費率	23.5%	24.8%	**24.3%**
保険引受利益	△1,167	△4,090	△**948**
経常利益	△1,678	△4,151	△**998**
当期純利益	△1,116	△3,408	△**723**
総資産	88,162	94,783	**107,557**
純資産	15,041	17,367	**26,787**
その他有価証券評価差額金	△552	△818	△**674**
不良債権の状況 （保険業法に基づく債権）	－	－	－

フロー面

①正味収入保険料

損害保険会社の売上規模を示す指標の1つであり、元受保険による収入保険料（元受正味保険料）に受再保険による収入保険料（受再正味保険料）を加え、出再保険による支払保険料（出再正味保険料）を控除したものです。
2025年度正味収入保険料は対前年度比で3.7％増加し、73,291百万円となりました。

②正味損害率

保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられる指標の1つであり、通常は支払った保険金（正味支払保険金）に保険会社の損害調査関係の業務に要した経費（損害調査費）を加えて保険料（正味収入保険料）で除した割合を指しています。
2025年度正味損害率は対前年度比で3.0ポイント低下し、72.8%となりました。

③正味事業費率

保険会社の経営効率を示す指標の1つであり、正味収入保険料に対する事業費の割合をいいます。
なお、事業費は保険引受に係る営業費及び一般管理費と諸手数料及び集金費（元受保険に係る代理店手数料や集金費等と再保険契約に係る再保険手数料からなります）の合計です。
2025年度正味事業費率は対前年度比で0.5ポイント低下し、24.3%となりました。

④保険引受利益

保険会社の本来業務である保険の引受による利益を表す指標です。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除しその他収支を加減して求めます。
2025年度保険引受利益は対前年度比で3,141百万円改善し、△948百万円となりました。

⑤経常利益

保険会社の本来業務である保険引受や資産運用などによる利益をいい、保険引受利益から資産運用収益・費用、その他経常損益、営業費及び一般管理費を加減して求めます。
2025年度経常利益は対前年度比で3,152百万円改善し、△998百万円となりました。

⑥当期純利益

保険会社の最終的な利益をいい、経常利益に特別損益を加減し、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額（税効果会計による調整）を加減して算出します。
2025 年度の当期純利益は対前年度比で 2,684 百万円改善し、△ 723 百万円となりました。

ストック面

⑦総資産

総資産とは、企業が保有する現金及び預貯金、有価証券、有形固定資産、無形固定資産等の総額をいい、貸借対照表の「資産の部」の合計を示します。
2025 年度末における当社の総資産は対前年度末比で 12,773 百万円増加し、107,557 百万円となりました。

⑧純資産

純資産とは、貸借対照表の株主資本および評価・換算差額等にあたるものです。損害保険会社は、保険金支払い能力を維持するために十分な純資産を保持しておく必要があります。
2025 年度末における当社の純資産は 26,787 百万円となり、総資産に占める純資産の割合は 24.9%となりました。

⑨その他有価証券評価差額金

金融商品に関する会計基準を適用し、保有する有価証券を「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の 4 つに分類し、その大部分を占める時価のある「その他有価証券」について時価法を適用しています。
「その他有価証券評価差額金」とは、この「その他有価証券」の時価と取得原価（含む償却原価）との差額から税効果相当額を控除した金額をいい「純資産の部」に計上されています。
2025 年度末におけるその他有価証券評価差額金は△ 674 百万円となりました。

⑩不良債権の状況（保険業法に基づく債権）

当社は保有する資産について、回収の危険性や価値が毀損する危険性を検討して資産を分類（自己査定）し、その結果にしたがって償却・貸倒引当金の計上などを実施し資産の健全性を確保しています。
保険業法に基づく債権については、その危険度に応じた開示区分により管理しています。2025 年度末時点において保険業法に基づく債権はありません。

単体ベースのソルベンシー・マージン比率

自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（ソルベンシー・マージン）を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。

ソルベンシー・マージン比率（%）＝適格資本÷所要資本× 100

この比率が 100%以上あれば、必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2025 年度決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

2025 年度の単体ベースのソルベンシー・マージン比率の開示は 2026 年 10 月末の予定ですが、早期是正措置の発動基準である 100%は上回る見込みです。

トピックス

1.「2025 年度カスタマーサポート表彰制度」優秀賞を受賞

当社コンタクトセンター部門の取組みが「2025 年度カスタマーサポート表彰制度」において優秀賞を受賞しました。

データドリブンな改善活動によるお客さま満足度向上と他部門連携による全社的な顧客体験改善への貢献が評価されました。

※カスタマーサポート表彰制度とは、企業の顧客戦略の発展と、それに伴うお客様サポートの向上を目指し、優れた取組みを表彰する制度です。特に優れた取組みで、会社全体の経営にも良い影響を与えた場合に「優秀賞」が贈られます。

Best Customer Support of The Year 2025
優　秀　賞
公益社団法人企業情報化協会

2.『おとなの自動車保険』新 CM をリリース

2025 年 9 月から、小池栄子さんと角田晃広さんを起用した『おとなの自動車保険』の新 CM を公開しました。

新 CM ではお二人が夫婦役として登場し、日常の中で保険を考えるシーンを温かくユーモラスに描いています。お客さまが保険に求める「いざという時の安心感」を、家庭ドラマのような掛け合いを通して親しみやすく表現しています。昨今の物価高や家計の見直しといった現代の生活者に身近なテーマを盛り込んでいるため、興味を引きやすいストーリー性とキャッチーさで記憶に残る内容となっています。

3. HDI-Japan の「Web サポート」および「問合せ窓口」格付け調査において最高ランクの『三つ星』を 4 年連続で取得

HDI-Japan（運営会社：シンクサービス株式会社）が 2025 年 11 月に公表した 2025 年格付けベンチマーク※の損害保険業界「Web サポート（ウェブサイト）」および「問合せ窓口」において、4 年連続で最高評価の『三つ星』を獲得しました。

※格付けベンチマークとは、HDI の国際標準に基づいて設定された評価基準に沿って、一般ユーザと専門家が、顧客の立場から、各企業のオフィシャルウェブサイトと電話応対について『三つ星』から『星なし』の 4 段階で評価し、格付けとして公開しているものです。

4. PRIDE 指標 2025「ゴールド」を 4 年連続で受賞

当社は、性的マイノリティ（以下「LGBTQ+」）に関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する団体 work with Pride（以下「wwP」）から「PRIDE 指標 2025」の「ゴールド」を 4 年連続で受賞しました。

※「PRIDE 指標」は、企業・団体等の枠組みを超えて LGBTQ+ が働きやすい職場づくりを日本で実現することを目的に wwP が策定した評価指標です。

work with Pride
wwP Gold 2025

5. EV 電欠時「現場駆け付け急速充電サービス」を全国に拡大

2026 年 1 月から、当社と株式会社プライムアシスタンスは『おとなの自動車保険』をご契約いただいているお客さまを対象に、バッテリー式電気自動車（EV）の電欠時における「現場駆け付け急速充電サービス」の提供を全都道府県に拡大しました。

従来、EV が電欠した場合、レッカー車が現場に駆け付けて最寄りの充電スポットへ搬送していましたが、現場でトラブルを解消できず、搬送が必要になることによるお客さまの不安や負担が課題となっていました。この課題に対し、2024 年 4 月に一部地域で本サービスの提供を開始しましたが、お客さまの声を受け、全国へのネットワーク拡充に至りました。

当社のブランド

ブランドは、当社がお客さまにご提供する価値をお約束するものです。
このブランドの理念に基づき、私たちはお客さまとコミュニケーションを行い、社会に貢献してまいります。

■企業理念体系

ＳＯＭＰＯグループが掲げるパーパスや価値観をふまえ、当社では、以下のとおり企業理念体系を制定しています。

ＳＯＭＰＯのパーパス

“安心・安全・健康”であふれる未来へ

ＳＯＭＰＯの価値観

誠　実　社会や人に対して正しいことをする
自　律　前例に捉われず、自ら考え、自ら挑む
多様性　多様な意見を歓迎し、想いを受けとめる

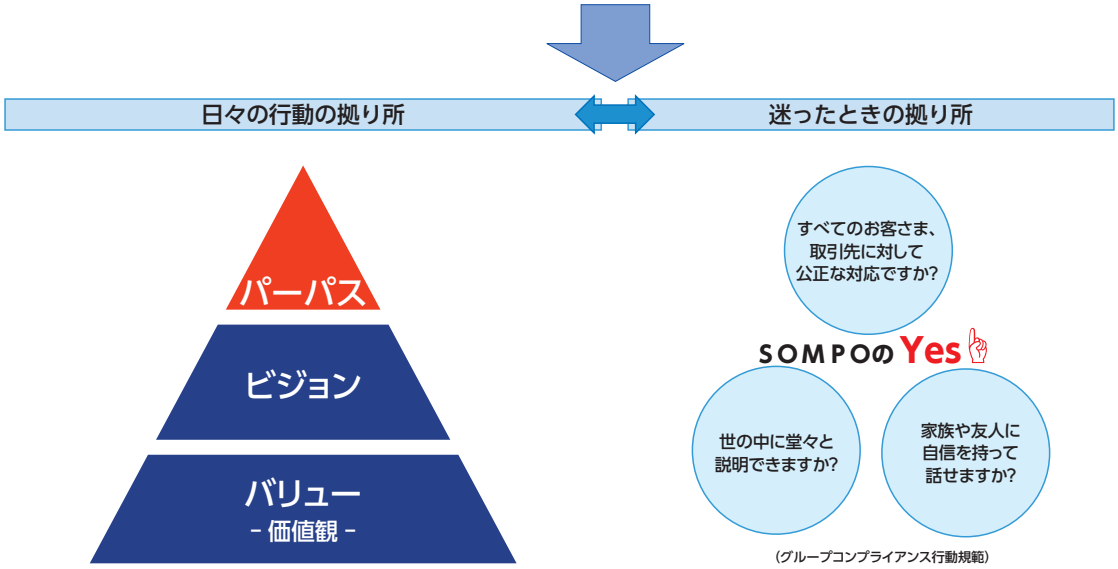

お客さま本位の業務運用方針については 10 ページをご参照ください。

■パーパス（当社の存在意義）

デジタルで保険を体験することが当たり前の世界を作り、
お客さまの豊かな人生の実現をサポートし続ける存在

■ビジョン（当社の目指す姿）

当社は、安心な暮らしを願うすべての「おとな」に
心地よい距離感で「直接」「つながり」、
難しいといわれる保険を、よりわかりやすく、より簡単に
合理的で納得感のある価格で提供します。

■バリュー（当社の価値観）

誠　実　社会や人に対して正しいことをする
自　律　前例に捉われず、自ら考え、自ら挑む
多様性　多様な意見を歓迎し、想いを受けとめる

■スローガン（当社のブランドを一言で表すもの）

いつもにそっと　もしもに安心

■コンセプト（社員の行動指針）

ライフコースが多様化するいま、“普通の生き方”が存在しない中で、
どんな生き方を選ぶべきか、どんな備えが必要なのか、多くの方が手探りの不安を抱えています。
そんな時代だからこそ、ＳＯＭＰＯダイレクトがめざすべき道。
それは、誰もが、どんなライフコースを描こうとも、リスクへの不安に躊躇することなく、
自分らしい人生の選択をするための支えになること。
お客さま一人ひとりの“日常”と“もしも”に寄り添いながら、
リスクや不安を見逃すことなくサポートするパートナーのような存在になること。
未来に前向きな気持ちを増やすために、
もしもの時には不安を安心に変え、
将来の選択に迷った時には、納得いただける選択肢を提供します。
私たちＳＯＭＰＯダイレクトは、誰もが希望を持てる未来の実現に貢献します。

お客さま本位の業務運営方針

ＳＯＭＰＯグループは、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」というパーパスに基づき、多様なステークホルダーに向き合い、各事業を通じて様々な社会課題解決に取り組むことで、企業価値の向上に努めています。
当社は、上記パーパスに基づき、以下のビジョンを定め、取組みを進めています。
【ビジョン】
当社は、安心な暮らしを願うすべての「おとな」に
心地よい距離感で「直接」「つながり」、
難しいといわれる保険を、よりわかりやすく、より簡単に
合理的で納得感のある価格で提供します。

そのために、あらゆるお客さま接点において、徹底したお客さま本位の業務運営を実現することで、お客さまに対して企業としての社会的責任を果たすべく、本方針を定めます。

方針 1.
お客さま視点での業務遂行
お客さまの声を真摯に受け止め、迅速・適切に対応するとともに、お客さま第一をあらゆる業務の基点とし、積極的に企業活動に活かすことにより、お客さまの体験価値（カスタマーエクスペリエンス：CX）の最大化に努めてまいります。

方針 2.
お客さまのニーズに基づく商品・サービスの開発
多様化するお客さまのニーズや社会・経済等の環境変化をとらえた商品・サービスの開発に取り組んでまいります。
また、すべてのお客さま接点を通じて商品・サービスをわかりやすくご案内するよう努めてまいります。

方針 3.
お客さまに最適な保険商品の提供
商品内容やリスク内容等の重要な情報を、お客さまにご理解いただけるよう、Web サイト等を通じて「適切に」「わかりやすく」説明するよう努めてまいります。
また、お客さまに納得感を持ってご契約いただけるよう、お客さま一人ひとりと最適なタイミング、内容、手段でのコミュニケーションに努めてまいります。

方針 4.
適切かつ丁寧な保険金のお支払い
公正で適切な保険金のお支払いと丁寧でわかりやすい対応や説明を通じて、お客さまの視点に立ったサービス提供を行ってまいります。

方針 5.
利益相反の適切な管理
当社は、お客さまとの利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に管理してまいります。

方針 6.
お客さま本位の業務運営方針の定着に向けた取組み
当社は、お客さまに対し誠実を尽くし、お客さま目線で自律的に行動できる人財集団になることを目指してまいります。
また、多様性を尊重しながら、一人ひとりの社員が本方針の定着に向けて取り組んでまいります。

本方針の主な取組みおよび取組み状況報告につきましては、当社公式 Web サイト「お客さま本位の業務運営方針」をご覧ください。（URL　https://www.sompo-direct.co.jp/information/fiduciaryduty/）

■お客さまの声対応管理態勢

「お客さまの声」を真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応することに努めています。「お客さまの声」は、「お客さまの声対応管理システム」にて一元管理し、適切な対応管理態勢の構築と強化を図っています。また、「お客さまの声」を起点とした業務改善・品質向上に全社にて取り組んでいます。

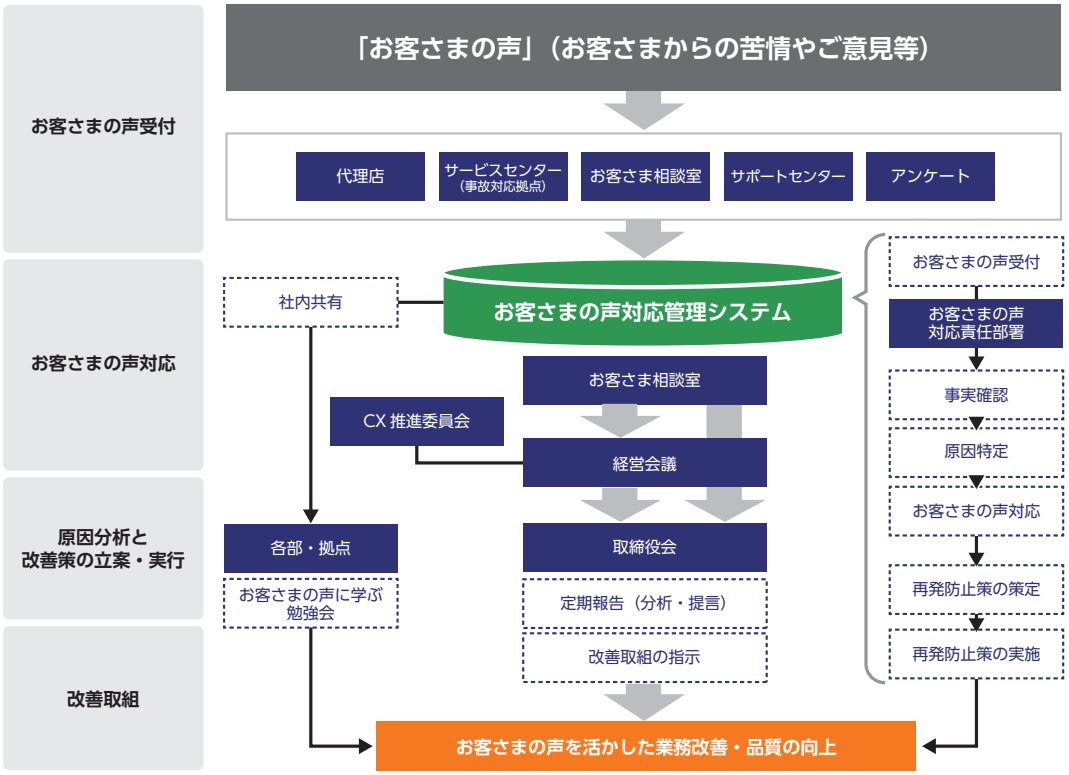

■苦情の受付状況

お客さまから当社の事業活動に関する不満足のお申し出を「苦情」としています。当社へ直接寄せられた「苦情」の他に、社外相談窓口、当社関連会社や当社提携会社へお申し出の「苦情」も件数に含めています。

苦情発生件数一覧表（年度推移）

項　目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
契約・募集行為	272	306	288
契約の管理・保全・集金	191	267	269
保険金	1,007	908	1,027
その他	44	23	15
合計	1,514	1,504	1,599

2025 年度　苦情受付件数の内訳

項　目		概　要	第 1 四半期		第 2 四半期		第 3 四半期		第 4 四半期		当年度累計	
			受付件数	構成比(%)	受付件数	構成比(%)	受付件数	構成比(%)	受付件数	構成比(%)	受付件数	構成比(%)
1. 契約・募集行為	(1) 商品内容（補償内容、契約規定等）	保険の補償内容や規定に関するもの	5	1.3	15	3.5	14	3.4	9	2.3	43	2.7
	(2) 契約更改手続き（継続漏れ・忘れ等）	ご契約更新手続きの連絡不足・遅延に関するもの	7	1.9	6	1.4	3	0.7	3	0.8	19	1.2
	(3) 募集行為	ご契約の勧誘方法やご契約手続きに関するもの	5	1.3	6	1.4	12	2.9	5	1.3	28	1.8
	(4) 契約内容・条件などの説明不足・誤り	ご契約に関わる重要事項や商品内容の説明不足・誤りに関するもの	17	4.5	16	3.7	11	2.7	27	7.0	71	4.4
	(5) 契約の引受（制限・拒否等）	ご契約の引受制限に関するもの	5	1.3	1	0.2	3	0.7	3	0.8	12	0.8
	(6) 保険料誤り・料率適用誤り	保険料の算出誤りや割引適用漏れに関するもの	0	0.0	3	0.7	0	0.0	0	0.0	3	0.2
	(7) 接客態度	社員の言葉遣い・マナーに関するもの	6	1.6	7	1.6	7	1.7	7	1.8	27	1.7
	(8) 帳票類（申込書・請求書・パンフレット等）	申込書、パンフレット等帳票に関するもの	7	1.9	13	3.0	8	2.0	9	2.3	37	2.3
	(9) その他	上記以外の契約の手続きに関するもの	6	1.6	14	3.3	13	3.2	15	3.9	48	3.0
	小計		58	15.5	81	18.9	71	17.4	78	20.1	288	18.0
2. 契約の管理・保全・集金	(1) 証券未着・誤り	保険証券の未着や記載内容誤りに関するもの	1	0.3	1	0.2	1	0.2	1	0.3	4	0.3
	(2) 分割払い・口座引落し	保険料の支払方法（口座振替など）に関するもの	8	2.1	8	1.9	5	1.2	8	2.1	29	1.8
	(3) 異動（手続き誤り・遅延・車両入替等）	ご契約の変更手続きにおける遅延や誤りに関するもの	28	7.5	25	5.8	17	4.2	23	5.9	93	5.8
	(4) 解約（手続き誤り・遅延・返れい保険料等）	ご契約の解約手続きにおける遅延や誤りに関するもの	10	2.7	4	0.9	5	1.2	8	2.1	27	1.7
	(5) 満期返れい（手続き誤り・満返金額等）	満期返れい金の手続きにおける遅延や誤り、返れい金額に関するもの	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	(6) 接客態度	社員や代理店の言葉遣い・マナーに関するもの	9	2.4	15	3.5	15	3.7	8	2.1	47	2.9
	(7) その他	上記以外の契約管理・保全に関するもの	18	4.8	21	4.9	20	4.9	10	2.6	69	4.3
	小計		74	19.8	74	17.2	63	15.4	58	14.9	269	16.8
3. 保険金	(1) 示談（認定）金額	保険金のお支払金額に関するもの	36	9.6	43	10.0	33	8.1	37	9.5	149	9.3
	(2) 処理遅延・処理方法	保険金のお支払手続きにおける誤りや遅延に関するもの	156	41.7	175	40.8	177	43.4	163	42.0	671	42.0
	(3) 有無責	保険金のお支払いの判断に関するもの	14	3.7	26	6.1	23	5.6	18	4.6	81	5.1
	(4) 接客態度	社員や代理店の言葉遣い・マナーに関するもの	27	7.2	23	5.4	31	7.6	27	7.0	108	6.8
	(5) その他	上記以外の保険金に関するもの	5	1.3	5	1.2	5	1.2	3	0.8	18	1.1
	小計		238	63.6	272	63.4	269	65.9	248	63.9	1,027	64.2
4. その他	いずれの区分にも該当しないもの		4	1.1	2	0.5	5	1.2	4	1.0	15	0.9
合　計			374	100.0	429	100.0	408	100.0	388	100.0	1,599	100.0

※WEB 表示や WEB 手続きに関する不満は、1. 契約・募集行為（9）その他として集計

サステナビリティ

当社は、ＳＯＭＰＯグループが掲げるグループサステナビリティビジョンに基づき、持続可能な社会の実現に貢献しています。

1. グループサステナビリティビジョン

ＳＯＭＰＯグループは、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、高い倫理観のもと国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン、地域社会への配慮などを自らの事業プロセスに積極的に組み込むとともに、社会に対して透明性の高い情報を積極的かつ公正に開示していきます。
また、常に一歩先を見据えて、社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供をすることで、ソリューションプロバイダーとしてレジリエントで持続可能な社会の実現に貢献していきます。

2. 本業における社会貢献

防災・減災	・ＡＬＳＯＫ事故現場安心サポートの提供 ・お客さまの安全運転に関する知識・情報の提供
環境	・EV サイト『HOW TO EV VOICE』の開設 ・デジタル保険証券で紙の削減
アクセシビリティ向上の取組み	・耳や言葉の不自由なお客さまに向けた手話・筆談通訳サービスの提供

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、
損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、SDGs の達成に貢献しています。
主な取組みは同協会のウェブサイトをご覧ください。
・SDGs に関する取組み　https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/SDGs/
・気候変動に関する取組み　https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/ClimateChange/
・環境問題への取組み　https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/eco/

取扱い商品ラインアップ

当社は、お客さまの豊かな人生の実現をサポートするため、主力商品の『おとなの自動車保険』、『じぶんでえらべる火災保険』のみならず、当社が代理店となり販売する他社保険商品の取扱いも行っています。

当社商品

自動車保険

おとなの自動車保険

事故率の低い世代の保険料を 1 歳刻みに見直した補償を組み立てることができる自動車保険
https://www.sompo-direct.co.jp/otona/

火災保険

じぶんでえらべる火災保険

ニーズやご予算にあわせて建物・家財別に補償を自由におえらびいただける火災保険
https://www.sompo-direct.co.jp/eraberu/

■セゾンカード会員向け商品

SAISON CARD Super Value Plus

毎日の生活のちょっとした不安をカバーしてくれる月々300 円から入れるセゾンカード会員専用プラン

自転車を利用されるすべての方へ安心の補償を提供する保険

当社が代理店となり取り扱う他社商品

ペット保険		
第一アイペット損害保険株式会社	「うちの子」〔ペット医療費用保険〕 「うちの子 Light」〔ペット手術費用保険〕	https://www.sompo-direct.co.jp/pet/uchinoko/
スマホ保険		
Mysurance（マイシュアランス）株式会社	スマホ保険	https://www.sompo-direct.co.jp/otona/ldp/mysurance_sp/
旅行保険		
損害保険ジャパン株式会社	新・海外旅行保険【off！（オフ）】	https://www.sompo-direct.co.jp/products/travel/forward/
Mysurance（マイシュアランス）株式会社	Travel キャンセル保険 海外旅行キャンセル保険	https://www.sompo-direct.co.jp/otona/ldp/mysurance_cancel/
賃貸向け火災保険		
Mysurance（マイシュアランス）株式会社	スマート賃貸火災保険	https://www.sompo-direct.co.jp/mysurance/smart-chintai/

元受商品

1. 自動車保険

おとなの自動車保険	ご契約者および記名被保険者（お車を主に使用される方）が個人の方を対象とした通信販売専用自動車保険です。 保険料については、記名被保険者の年齢に応じた保険料体系、4 つのリスク区分（①使用地域②使用目的③前年走行距離④初度登録（検査）年月からの経過年数）、ゴールド免許割引、新車割引、電気・ハイブリッド車割引、自動ブレーキ（ASV）割引、20 等級継続割引、無事故割引などを採用したほか、インターネット割引、おとなの早期契約割引（早割 50 日・早割 30 日）、おとなの 2 台目割引などを用意し、さらにリーズナブルな設定を可能としています。 補償面では対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険を基本補償とし、ご希望により車両保険、搭乗者傷害特約、自転車傷害特約などの補償をセットすることができます。 また、お客さまのニーズにあわせて、人身車外補償特約、ロードアシスタンス特約、弁護士費用特約、個人賠償責任特約などをセットできるようにしており、インターネット上で保険料を確認しながら補償を選ぶことができます。 事故の発生時には、ＡＬＳＯＫ隊員が事故現場へかけつけ、二次災害防止のための安全確保や事故状況の確認、当社への事故連絡などを行う「ＡＬＳＯＫ事故現場安心サポート」をご提供しています。 さらに、デジタル化による高品質なサービスのご提供とお客さまの利便性向上を目的として、PDF 形式の「デジタル保険証券」のご提供や、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用したサービスとして、「LINE」を通じて、ご契約内容の変更のお手続きに必要な情報のやり取りや書類のご提出、事故・トラブル時のご連絡、事故現場や損害物の写真・動画の送信、および事故専門の担当者と対話することができるサービスをご提供しています。

2. 火災保険

じぶんでえらべる 火災保険 （組立式火災保険）	基本契約での補償は火災、落雷、破裂・爆発とシンプルな内容とし、それ以外の風・雹（ひょう）・雪災、建物外部からの物体の衝突、水災、盗難等の事故による補償は、ニーズにあわせて建物・家財別に選択してセットする保険です。なお、損害額は再調達価額を基準に算出します。 インターネット上でお見積りからお申込みまで完結でき、簡単・便利にご契約いただけます。
地震保険	住居に使用される建物および家財を対象とする火災保険にセットして、地震、噴火、津波によって生じた一定基準以上の損害を補償する保険です。

3. セゾンカード会員向け商品

Super Value Plus	日常生活に密着した補償を細分化、「モノ」、「ケガ」、「暮らし」、「ゴルフ」の 4 軸をもとに、多数のラインアップから、必要に応じて補償単位・月単位で自由自在に補償を組み合わせることが可能です。 多様化する会員ニーズに、フレキシブルに対応できるよう、商品ラインアップを揃えています。
自転車の保険	自転車による高額賠償事故の対策として、各自治体で自転車保険への加入義務化が進む中、自転車の運転をはじめとした「ケガ」と「賠償」トラブルに備えた商品をご用意しています。

新商品の開発・主な商品改定の状況

年　月	改　定　内　容
2023年　1月	『おとなの自動車保険』の商品改定（保険料の改定、使用目的が「業務使用」の契約の改定など）
2024年　10月	『じぶんでえらべる火災保険』の商品改定（保険料の改定、個人賠償責任補償特約（国内補償）の補償拡大など）
2025年　9月	『おとなの自動車保険』の商品改定（保険料の改定、インターネット割引の改定、20等級継続割引の新設、前年走行距離区分の細分化、対物全損時修理差額費用特約を基本補償に追加など）
2025年　11月	『Super Value Plus』『自転車の保険』の商品改定（保険料の改定、個人賠償責任補償特約の補償拡大など）
2026年　3月	『おとなの自動車保険』の商品改定（保険料の改定、無事故割引の新設など）

保険金のお支払いとサービス体制（自動車保険）

保険金お支払いまでの流れ

事故現場での緊急措置	万一、保険事故が発生した場合には、以下の対応を優先してください。 （1）負傷者の救護（応急措置や救急車の手配） （2）危険防止措置（事故車両の安全な場所への移動や非常停止板・発煙筒による二次災害防止） （3）所轄警察署・消防署への通報 また、相手方がある場合は、相手方の住所・氏名・連絡先をご確認ください。
事故のご連絡	緊急措置終了後、直ちに、当社の事故・ロードアシスタンス受付デスクにご連絡ください。 Web（マイページ・LINE・ＳＯＭＰＯダイレクトアプリ）による事故受付も可能です。
担当者からのご連絡 / 保険金請求書類のご案内	事故連絡を受けたあとは、事故専門の担当者が必要に応じ、相手方や修理業者などの関連者と連携をとりながら、事故対応・保険相談にお応えします。担当者は十分な教育、指導を受けた専門家ですので、安心してお任せください。 ご請求にあたって、事故の内容や損害の程度により、必要な保険金請求書類をご提出いただきます。必要な書類は担当者がご案内します。
途中経過のご報告	相手方への連絡や示談・交渉、修理業者への連絡およびお車の損傷確認、医療機関への連絡など、事故解決に向けて事故専門の担当者が対応します。 担当者との連絡はお電話以外にも、Web サイト上のマイページ「おとなの事故相談室」や、LINE もご利用いただけます。
保険金支払額の決定	医療機関の診断書や修理業者の修理見積書などを審査・検討したうえで損害額を算出し、ご契約者、被保険者、被害者にご了解をいただいたうえで、支払保険金の額を決定します。
保険金のお支払い	ご契約内容と照らし合わせ、正当な保険金受取人の確認を行い、ご指定の金融機関口座へお振込みします。

保険金お支払いまでのサービス体制

24 時間 365 日の事故受付体制

専門の事故受付担当者が、24 時間 365 日、事故の受付を行います。

事故・ロードアシスタンス受付デスク：0120-00-2446　（自動車保険専用：通話無料）

※ IP 電話からは 050-3786-2446　（有料電話）

事故現場における相手方との電話交代サービス

事故現場でのお客さまの負担を軽減するため、事故現場から事故のご連絡をいただいた際、お客さまのご要望に応じて、当社オペレーターが事故の相手方と直接お話しします。

休日も初期対応サービスを実施

事故のご連絡をいただいたその日から、当社の休日専門の担当者が解決に向けた事故対応の手続きを進めますので、事故によるお客さまの精神的な負担も軽減されます。

※対応時間：　土・日・祝日午前 9 時～午後 8 時（年末年始を除く）

ＡＬＳＯＫ事故現場安心サポート

お客さまのご要請により、ＡＬＳＯＫ隊員が事故現場へかけつけ、二次災害の防止をサポートするとともに、お客さまや事故相手等に事故状況や損害状況をヒアリングし、お客さまに代わって事故連絡をします。事故相手とのトラブルを防ぐための適切なアドバイスも行います。

※山間部や島しょ部、高速道路などサービスを提供できない場所や、一部サービス内容が限定的となる場合があります。また、交通事情、気象条件等によりサービスの提供ができない場合があります。

土・日・祝日・夜間における事故のご相談

サービスセンターで対応中の事故について、土・日・祝日・夜間でも事故に関する相談をしたいというお客さまのご要望にお応えし、お電話によるお問い合わせやご相談を承ります。

※ 1. 土・日・祝日は 9：00～21：00 まで、平日夜間は 21：00 まで

※ 2. お問い合わせの内容によっては、翌営業日に担当のサービスセンターから回答させていただく場合があります。

「LINE」を活用した事故連絡・事故対応サービス

万一の事故・トラブルの際には当社の LINE 公式アカウントから事故のご連絡や必要なサポートを受けることができます。

具体的には、LINE 公式アカウントを通じた電話連絡のほか、LINE メニューからお客さまのマイページを経由した事故のご連絡も可能です。

また、事故対応においては、お客さまと事故担当者がテキストチャットを通じて対話することができます。

さらには、事故現場・損害写真等の画像等のやり取りも可能です。これらのサービスにより、事故のご連絡から保険金のお支払いまでスムーズに対応することが可能となります。

保険金請求に関するサービス

事故内容や損害の程度などを電話で確認することで、保険金請求書等の書類手続きを省略し、迅速な保険金のお支払いを可能としています。

様々なサービスが受けられる全国の提携修理工場をご紹介

自動車事故にあわれたお客さまのご要望に応じて、当社が提携している自動車修理工場をご紹介し、高品質な修理サービスを提供します。

提携修理工場では代車無料サービスや無料引取り・納車サービスなど、様々なサービスを受けることができます。

損保ジャパンの全国のサービスセンター網と連携

グループ会社である損保ジャパンの全国の保険金サービス拠点と提携した全国損害サービスネットワークにより、円満な事故解決に向けて全面的にお客さまをサポートします。

業界トップクラスの補償が受けられるロードアシスタンス特約

故障や事故によりお車が動かなくなってしまった場合でも、全国の拠点[※1]から 24 時間・365 日対応いたします。[※2]

お車のレッカー搬送や故障の応急処置だけでなく、宿泊費用や移動費用などお車のトラブルに付随して発生する費用についても幅広く補償され、補償範囲は業界でもトップクラスです。

※ 1. グループ会社である株式会社プライムアシスタンスのパートナーの拠点。

※ 2. 交通事情や気象状況により、サービスカーが運行できずロードアシスタンスを提供できない場合があります。離島については、ロードアシスタンスの対象外となる地域があります。

Ⅰ. 会社の概要および組織

沿革

【ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険】

1982 年	9 月	オールステート自動車・火災保険株式会社（当社の前身）設立
	10 月	損害保険事業免許取得
1983 年	4 月	営業開始
1984 年	10 月	（旧）西武流通グループ 4 社が資本参加し、業界初の日米合弁会社に
1997 年	11 月	株主の変更、米国オールステート保険会社との合弁関係を再構築 株式会社クレディセゾンなどが出資
1998 年	4 月	「セゾン自動車火災保険株式会社」に社名変更
2002 年	5 月	株式会社クレディセゾン・安田火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) と包括業務提携
2003 年	10 月	セゾンカード会員向け専用保険『Super Value Plus』を発売
2008 年	10 月	組立式火災保険『じぶんでえらべる火災保険』を発売
2009 年	7 月	株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）が過半数の株式を取得し、当社は同社の連結子会社に
2011 年	3 月	通信販売専用の自動車保険『おとなの自動車保険』を発売
2012 年	7 月	佐賀県佐賀市にコンタクトセンター「佐賀サポートセンター」を開設
2015 年	6 月	大阪府大阪市に損害サービス拠点を開設
2017 年	5 月	東京都台東区にコンタクトセンター「上野サポートセンター」を開設
2019 年	7 月	そんぽ 24 損害保険株式会社と合併
2023 年	10 月	損害保険ジャパン株式会社が当社株式を 100%取得、当社は同社の完全子会社に
2024 年	10 月	「ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社」に社名変更 本社を、親会社である損保ジャパン新宿本社ビルへ移転 大阪府大阪市にコンタクトセンター「大阪サポートセンター」を開設

【旧そんぽ 24 損害保険】

1999 年	12 月	安田ライフダイレクトリサーチ株式会社（準備会社）設立
2001 年	2 月	安田ライフダイレクト損害保険株式会社へ改組、名称変更
	3 月	事業免許取得、営業開始
2004 年	4 月	ダイレクトライングループリミテッドから明治安田生命保険相互会社への当社株式譲渡実施
	7 月	明治安田生命保険相互会社、安田ライフ損害保険株式会社（現、明治安田損害保険株式会社）から日本興亜損害保険株式会社（現　損害保険ジャパン株式会社）への当社株式譲渡実施
	10 月	そんぽ 24 損害保険株式会社へ名称変更
2005 年	12 月	朝日生命保険相互会社との代理店委託契約締結
2007 年	12 月	金融機関窓口による自動車保険販売解禁に伴い、金融機関への代理店委託を開始
2019 年	7 月	セゾン自動車火災保険株式会社と合併

事業の内容

1. 損害保険事業
   ◆保険の引受
   当社は、次の各種保険の引き受けを行っています。
   ①自動車保険、②火災保険、③海上保険、④傷害保険、⑤自動車損害賠償責任、⑥その他の保険
   ⑦各種保険の再保険
   ◆資産の運用
   当社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。
2. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行
3. 自動車損害賠償保障事業委託業務

関連会社

該当ありません。

組織の状況

組織図（2026 年 7 月 1 日現在）

お客さまをサポートするお客さまサービス部門、お客さまの事故対応を行う損害サービス部門、本社業務部門の計 14 部門で構成されています。

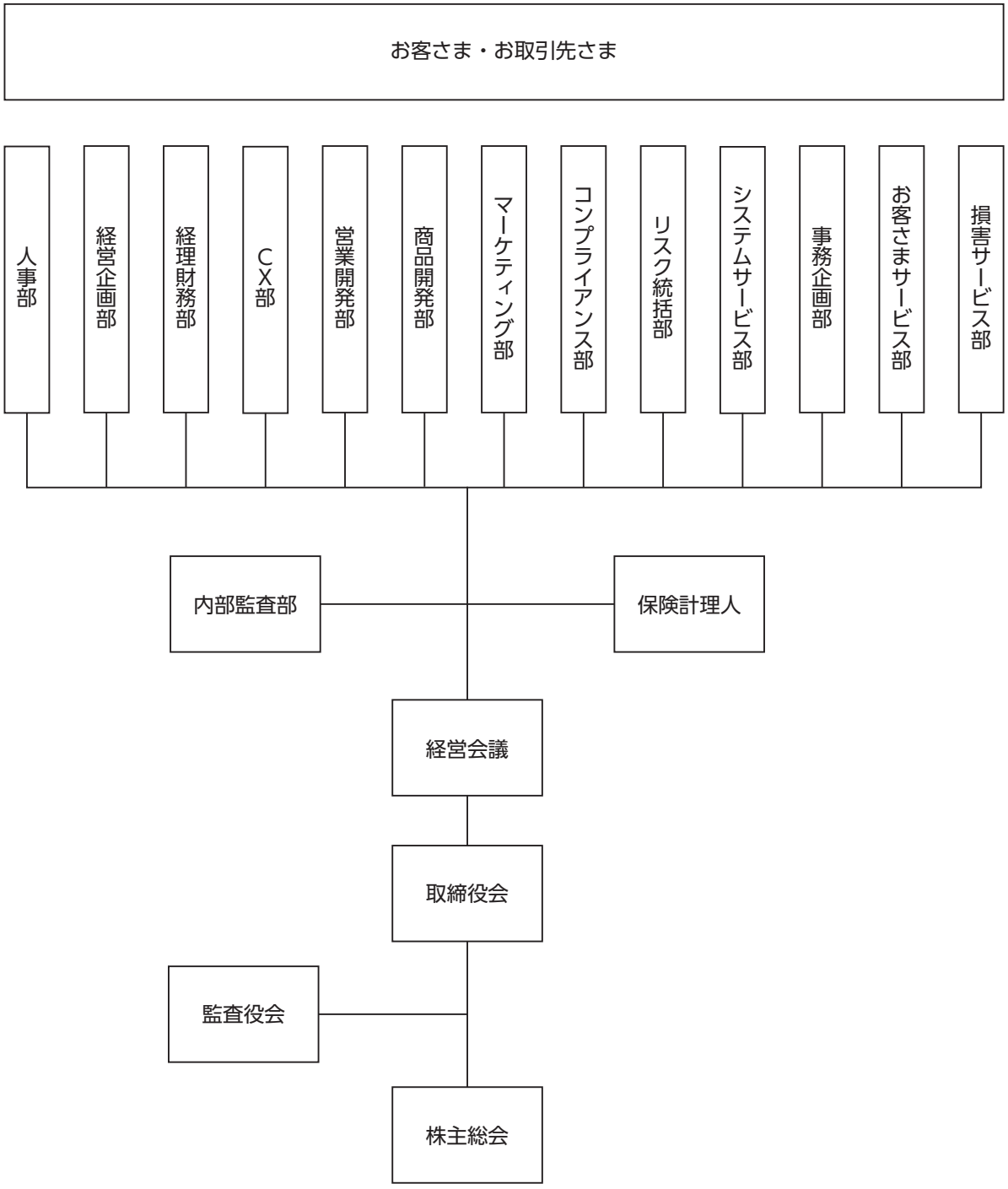

株式・株主の状況

1. 発行株式の概況

当社の発行する株式は、すべて普通株式で、2026 年 7 月 1 日現在、授権株式数は 27,000,000 株、発行済株式数は 26,109,518 株、資本金は 402 億 6 千万円です。

2. 基本事項

決　算　期　日　　毎年 3 月 31 日
定 時 株 主 総 会　　毎年 4 月 1 日から 4 か月以内に開催
公 告 掲 載 紙　　電子公告　公告掲載 URL（https://www.sompo-direct.co.jp/）

3. 株主分布状況（2026 年 7 月 1 日現在）

(1) 所有者別状況

区　　分	株　主　数	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する割合
	人	千株	%
政府及び地方公共団体	―	―	―
金　融　機　関	1	26,109	100.0
証　券　会　社	―	―	―
その他国内法人等	―	―	―
外　国　法　人　等	―	―	―
（うち個人）	（　　―）	（　　―）	（　　―）
個人・その他	―	―	―
合　　計	1	26,109	100.0

(2) 地域別状況

区　　分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
	人	%	千株	%
関　　東	1	100.0	26,109	100.0

(3) 所有数別状況

区　　分	10 万株以上	5 万株以上 10 万株未満	1 万株以上 5 万株未満	5 千株以上 1 万株未満	1 千株以上 5 千株未満	合計
株　主　数（人）	1	―	―	―	―	1
株主総数に対する割合（%）	100.0	―	―	―	―	100.0
所有株式数（千株）	26,109	―	―	―	―	26,109
発行済株式総数に対する割合（%）	100.0	―	―	―	―	100.0

4. 株主の状況

（2026 年 7 月 1 日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
		千株	%
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号	26,109	100.0

5. 新株の発行・資本金の推移

年　月　日	発行株式数	増資額	増資後資本金	摘要
2024 年　9 月 30 日	2,099 千株	1,500 百万円	33,760 百万円	有償第三者割当
2025 年　3 月 31 日	2,331 千株	1,500 百万円	35,260 百万円	有償第三者割当
2025 年　9 月 30 日	8,333 千株	5,000 百万円	40,260 百万円	有償第三者割当

（注）発行株式の種類は全て普通株式です。

6. 株主総会議案等

臨時株主総会（決議日：2025 年 8 月 12 日）

決議事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

第 2 号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

臨時株主総会（決議日：2026 年 3 月 23 日）

決議事項

第 1 号議案 取締役 2 名選任の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

第 44 回定時株主総会（決議日：2026 年 6 月 29 日）

報告事項

第 44 期[2025 年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)] 事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査結果報告の件

上記について報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案　取締役 6 名選任の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

役員の状況

（2026 年 7 月 1 日現在）

役名・担当部室 （委嘱）	氏名 （生年月日）	略歴および他の会社の代表状況
代表取締役社長 内部監査部	中川 勝史 1973 年 3 月 19 日生	1995 年　4 月　安田火災海上保険株式会社　入社 （現　損害保険ジャパン株式会社） 2019 年　4 月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社　高松支店長 （現　損害保険ジャパン株式会社） 2021 年　4 月　当社　執行役員 お客さまサービス部長 2022 年　4 月　当社　取締役執行役員 2023 年　4 月　当社　取締役副社長執行役員 損害保険ジャパン株式会社　執行役員 2024 年　4 月　当社　代表取締役社長 2025 年　4 月　ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社　執行役員 ダイレクト保険事業担当（現職）
取締役 **専務執行役員** 経営企画部※ お客さまサービス部※ 損害サービス部 ※デジタル・データ・AIトランスフォーメーション領域を担当	的野 仁 1975 年 3 月 20 日生	1997 年　4 月　安田火災海上保険株式会社 入社 （現 損害保険ジャパン株式会社） 2020 年　4 月　ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社 デジタル戦略部 兼 データ総括室　特命部長 2021 年　4 月　同社 デジタル戦略部長 兼 データ統括室長 2021 年　5 月　株式会社 ABEJA　社外取締役 ＳＯＭＰＯオークス株式会社　取締役 2021 年　7 月　ＳＯＭＰＯ Light Vortex 株式会社　取締役 2022 年　3 月　ＳＯＭＰＯ Digital Lab、Inc.　取締役 2022 年　4 月　ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社 デジタル・データ戦略部長 2022 年　10 月　ＳＯＭＰＯ Light Vortex 株式会社 取締役執行役員 デジタルヘルス事業部長 2023 年　4 月　ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社 デジタル・データ戦略部 特命部長 ＳＯＭＰＯ Light Vortex 株式会社 執行役員 事業統括部長 2025 年　4 月　当社　取締役常務執行役員 2026 年　4 月　当社　取締役専務執行役員
取締役 **常務執行役員** システムサービス部 （システムサービス部長）	山中 理 1975 年 1 月 4 日生	2005 年　2 月　そんぽ 24 損害保険株式会社　入社 （現　ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社） 2019 年　4 月　そんぽ 24 損害保険株式会社　情報システム部長 2019 年　7 月　当社　システムサービス部（部長） 2020 年　4 月　当社　システムサービス部長 2022 年　4 月　当社　執行役員 2025 年　4 月　当社　取締役執行役員 2026 年　4 月　当社　取締役常務執行役員
取締役 **執行役員** 商品開発部 事務企画部 （商品開発部長）	髙橋 悠 1979 年 11 月 17 日生	2002 年　4 月　安田火災海上保険株式会社 入社 （現　損害保険ジャパン株式会社） 2023 年　4 月　当社　DX 推進部長 2024 年　4 月　当社　経営企画部長 2025 年　4 月　当社　取締役執行役員
取締役 **執行役員** 経営企画部 経理財務部 （経営企画部長）	榎本 仁 1979 年 6 月 10 日生	2016 年　3 月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社　入社 （現　損害保険ジャパン株式会社） 2024 年　5 月　当社　経営企画部　特命部長 2025 年　10 月　当社　経営企画部長 2026 年　4 月　当社　取締役執行役員

役名・担当部室 (委嘱)	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況
取締役	広瀬杏太郎 1979年9月26日生	2002年　4月　日本興亜損害保険株式会社　入社 2024年　4月　ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社　事業分析室長 2025年　4月　同社　執行役員経営企画部長 損害保険ジャパン株式会社　執行役員［Deputy CFO］ 経営企画部特命部長（現職） 2025年　10月　ＳＯＭＰＯウェルビーイング株式会社　取締役（現職） 2026年　4月　当社　取締役 ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社　執行役員 ダイレクト保険事業担当（責任者）　経営企画部長（現職）
常務執行役員 マーケティング部 営業開発部 (マーケティング部長)	石井英介 1974年10月18日生	2024年　9月　セゾン自動車火災保険株式会社　入社 (現　ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社) 2024年　10月　当社　マーケティング部長 2024年　11月　当社　マーケティング部長　兼　DX 推進部特命部長 2025年　4月　当社　執行役員 2026年　4月　当社　常務執行役員
執行役員 お客さまサービス部 (お客さまサービス部長)	川橋洋平 1970年12月11日生	2005年　4月　セゾン自動車火災保険株式会社　入社 (現　ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社) 2017年　4月　当社　営業開発部長 2019年　7月　当社　お客さまサービス企画部長 2020年　10月　当社　営業企画部長 2021年　4月　当社　執行役員
執行役員 人事部 コンプライアンス部 リスク統括部 (人事部長)	佐久間聡 1973年1月18日生	1996年　3月　セゾン自動車火災保険株式会社　入社 (現　ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社) 2019年　7月　当社　お客さまサービス部　佐賀サポートセンター長 (部長) 2021年　4月　当社　事業管理部（部長） 2021年　12月　当社　社長室長　兼　事業管理部（部長） 2022年　4月　当社　執行役員
執行役員 CX 部 (CX 部長)	北川千賀代 1971年5月19日生	2001年　1月　そんぽ 24 損害保険株式会社　入社 (現　ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社) 2021年　4月　当社　お客さまサービス部長 2022年　4月　当社　お客さまサービス企画部長 2023年　4月　当社　お客さまサービス部長 2025年　4月　当社　執行役員
執行役員 商品開発部 プライシング・データ &アナリティクス室 (商品開発部 プライシング・データ &アナリティクス室長)	カレンダー　ジハン 1982年3月29日生	2023年　11月　ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社　入社 2024年　4月　当社　商品開発部　特命部長 2026年　4月　当社　執行役員

役名・担当部室 (委嘱)	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況
常勤監査役	泉 卓 哉 1962 年 3 月 25 日生	1991 年　1 月　日本火災海上保険株式会社　入社 (現　損害保険ジャパン株式会社) 2008 年　6 月　日本興亜損害保険株式会社 (現　損害保険ジャパン株式会社) 個人商品部火災保険部長 2010 年　4 月　同社　経営企画部企画調査部長 兼　個人商品部火災保険部長 2012 年　4 月　同社　経営企画部企画調査室長 2012 年　10 月　同社　個人商品部長 2013 年　4 月　同社　個人商品業務部長 2014 年　9 月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現　損害保険ジャパン株式会社) 個人商品業務部長 2015 年　4 月　同社　執行役員滋賀支店長 2016 年　4 月　同社　執行役員業務品質部長 2017 年　4 月　大阪ヒルトン株式会社　代表取締役副社長 2019 年　4 月　ＳＯＭＰＯ企業保険金サポート株式会社 代表取締役社長 2019 年　6 月　横浜油脂工業株式会社　監査役 2023 年　6 月　当社　常勤監査役
監査役	金 子 洋 巳 1965 年 3 月 11 日生	1988 年　4 月　安田火災海上保険株式会社　入社 (現　損害保険ジャパン株式会社) 2012 年　7 月　NKSJ リスクマネジメント株式会社　(社外) 取締役 (現　ＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社) 2014 年　4 月　株式会社損害保険ジャパン (現　損害保険ジャパン株式会社) 保険計理人　兼　リスク管理部特命部長 2015 年　6 月　公益社団法人日本アクチュアリー会　理事 2021 年　6 月　同　副理事長 2025 年　4 月　損害保険ジャパン株式会社 リスク統括部　数理マネジメント担当参与 (現職) 2025 年　6 月　当社　監査役 2026 年　3 月　ＳＯＭＰＯデジタルベンチャーズ株式会社 監査役(現職)
監査役	水 越 眞 一 郎 1968 年 3 月 5 日生	1990 年　4 月　日本火災海上保険株式会社　入社 (現　損害保険ジャパン株式会社) 2014 年　10 月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現　損害保険ジャパン株式会社) 北陸業務部　特命部長 2015 年　4 月　同社　北陸自動車営業部長 2018 年　4 月　同社　千葉支店長 2020 年　4 月　損害保険ジャパン株式会社　執行役員千葉支店長 2022 年　4 月　同社　執行役員神戸支店長 2025 年　4 月　オートビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 (現職) 2025 年　6 月　当社　監査役

(注)　監査役の 3 名のうち、泉卓哉氏および水越真一郎氏は社外監査役です。

人材開発

1. 従業員の状況

（2026 年 3 月 31 日現在）

従業員数	993 人
平均年齢	43.1 歳
平均勤続年数	8.4 年
女性管理職比率	24.3%
平均年間給与 （対前事業年度増減率）	5,539,969 円 （1.5%増）
男女の賃金の差異	75.4%
男性の育児休業取得率	60.0%

（注）1. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
2. 従業員数、平均年齢については、社外からの出向者を含み、社外への出向者を除いて算出しています。
3. 平均勤続年数、平均年間給与については、社外からの出向者および社外への出向者のいずれも除いて算出しています。

2. ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン

ＳＯＭＰＯの価値観である「多様性」は、ジェンダー、年齢、障害の有無や国籍等の違いのみならず、経験や価値観の多様性も含み、「多様な意見を歓迎し、想いを受けとめる」ことを表しています。

社員一人ひとりの個性や価値観の違いを尊重し、認め、受け入れることにより、全社員が活躍できる企業風土を醸成しています。

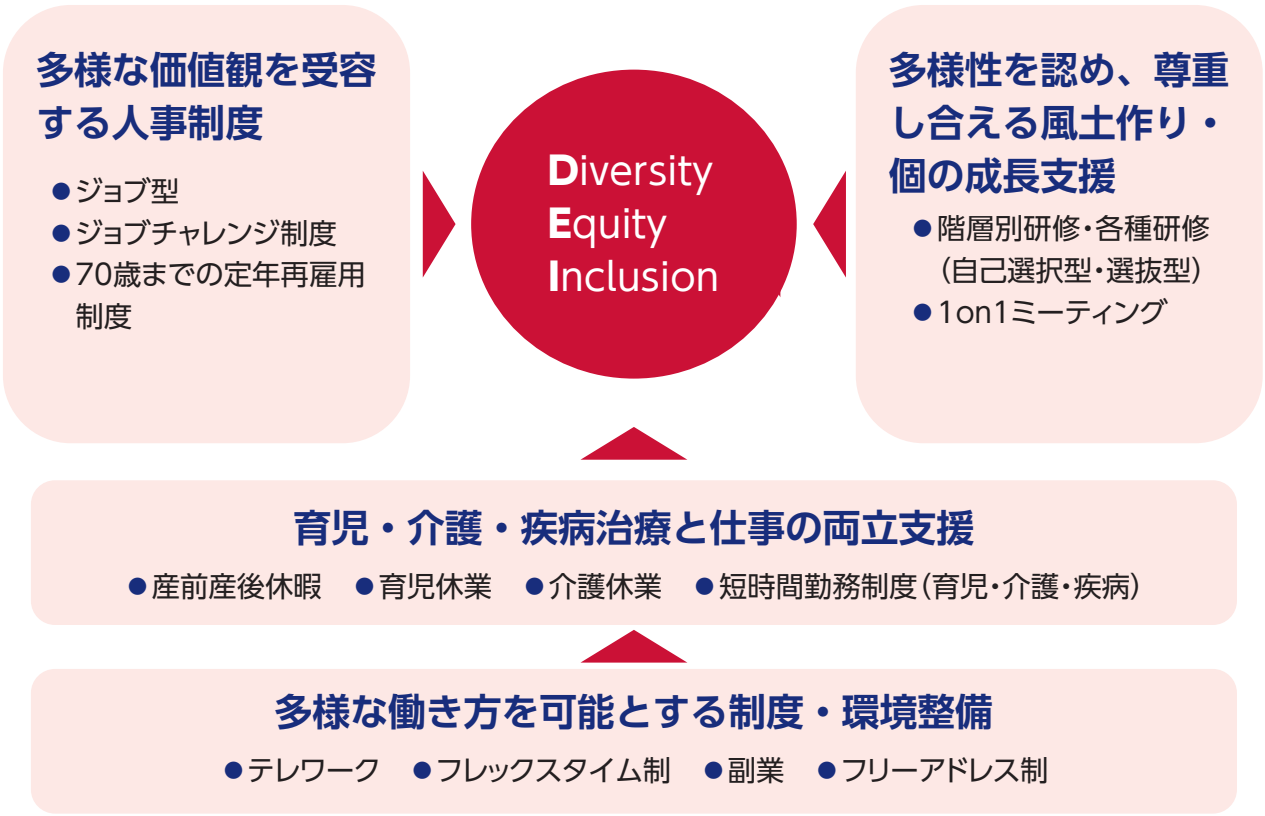

3. 人事制度に関する主な取組み

(1) 多様な価値観を受容する人事制度

■能力発揮ができる社員区分

社員区分を「総合職社員」「エキスパート職社員」「エルダー社員」「嘱託社員」の４区分とし、シンプルな役割体系および昇降格基準により、スピード感とメリハリのある人材抜擢を可能としています。

総合職社員	幅広くさまざまな知識を身につけ、会社のことをより客観的・総合的に見て会社を改革するなどの成果発揮が求められる職制
エキスパート職社員	顧客志向経営を実践するため、顧客接点の最前線やそれを支えるシステム部門などで、 その品質と生産性での貢献が期待されている職制
エルダー社員	自身の経験で培った知識・スキルを活かし、組織の目標達成に向けた担当業務を遂行する職制
嘱託社員	高度専門性を有した有期雇用型ハイキャリア職制

■ジョブ型

総合職社員のうち、高度な専門性を有した能力・スキルを活かし、高いレベルで役割発揮が求められる職務を担う社員である「プロフェッショナル」、嘱託社員については、ジョブ型を取り入れ、役割と成果に応じた処遇を実現しています。

■ジョブチャレンジ制度

当社は、社員一人ひとりが自律的なキャリアを築き、その能力を最大限に発揮できる環境を重視しています。社員の成長と自律的なキャリアアップを力強く後押しするため、「ジョブチャレンジ制度」と「リーダー職ジョブチャレンジ制度（管理職）」という二つの特長的な社内公募制度を導入しています。

ジョブチャレンジ制度	会社主導ではない、社員が自らの意思で希望する業務や部署に立候補できる自己選択型の人事異動制度です。
リーダー職ジョブチャレンジ制度（管理職）	社員自らが部長級・課長級のマネジメントポストへ挑戦を表明できる、自己選択型のリーダー登用制度です。本制度では、最短新卒３年での課長登用も可能です。

■ 70 歳までの定年再雇用制度

改正高年齢者雇用安定法を受け、再雇用時の雇用契約更新上限年齢を 65 歳から 70 歳まで引き上げています。

(2) 多様な働き方を可能とする制度

■テレワーク

生産性と業務効率向上のため、テレワーク制度を導入しています。社員一人ひとりの業務内容や状況に合わせ柔軟に運用し、オフィス勤務との適切な組み合わせにより、円滑なコミュニケーションと高い生産性の両立を目指します。

■フレックスタイム制

多様な社員が成果発揮できる働き方の実現および業務の繁閑に合わせて労働時間を配分することでメリハリのある働き方を実現することを目的にフレックスタイム制を導入しています。

4. 福利厚生

関連各社等で構成されているパレット共済会、安田日本興亜健康保険組合への加盟および自社にてＳＯＭＰＯダイレクト損害保険共済会を運営し、福利厚生の充実に努めています。

制　　度	各種社会保険、確定拠出年金、共済給付金（冠婚葬祭等）、団体保険・共済、生活貸付金融資、マイホーム紹介制度、財形貯蓄、人間ドック受診料補助、労働災害補償、育児・介護休業、育児・介護短時間勤務、リフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇、積立休暇、看護休暇、介護休暇、社宅・独身寮、従業員持株会
契 約 施 設	旅館・ホテル・ゴルフ場・スポーツクラブ・テーマパーク、美術館等のレジャー・文化関連施設および冠婚葬祭関連等の施設の優待

5. 社員の健康づくりへの取組み

健康経営宣言および健康経営に向けた推進体制を構築し、社員一人ひとりが心身ともにより良い健康状態でいきいきと働くことが、お客さまへの最高品質のサービスのご提供につながり、会社の持続的成長と存続意義の発揮を支える経営基盤であると考えています。また、「社員およびその家族の健康を重視する」という考え方に基づき、やりがいを持っていきいきと働くことができるよう、健康維持・増進につながる様々な取組みを実践しています。

◎主な取組み

- 定期健康診断（含む生活習慣病予防健診）・人間ドック受診率 100％達成に向けた取組み
- 二次健康診断受診の徹底
- 特定保健指導の実施
- 感染症予防策の徹底
- メンタルヘルスケア対策
- ストレスチェックの実施
- 過重労働対策
- 健康保険被扶養者の健康推進
- 産業医のアドバイスに基づく環境改善・健康指導
- 保健師による健康相談
- 衛生委員会における環境分析・健康づくりに関する各種企画、検討
- 受動喫煙防止、禁煙対策
- 健康セミナーの開催と健康ニュースの情報発信など

◎「健康経営優良法人 2026（大規模法人部門）」、「健康優良企業～金の認定～」を取得

当社は、2017 年度に「健康企業宣言」を行い、継続して健康経営に取り組んできました。

今般、当社の取組みが評価され、経済産業省主催の『健康経営優良法人 2026（大規模法人部門）』および健康企業宣言東京推進協議会が運営する『健康優良企業～金の認定～』に認定されました。「健康経営優良法人」は 7 年連続の認定となります。

Ⅱ. 業務のご案内

保険募集

契約締結の仕組み（ダイレクト自動車保険にご加入いただく場合）

(1) 保険契約の仕組み

当社では、新聞・テレビなどのマスメディア、インターネットおよび損害保険代理店等を通じて、お客さまに当社自動車保険を広くご案内しています。保険契約のお申込みは、当社公式 Web サイトへのアクセス、またはお客さまサポートセンターへのお電話により受け付けています。

ご契約のお申込みは、所定の事項を当社公式 Web サイト上でご入力いただくか、お電話でご申告いただくことで手続きが完了します。なお、取扱代理店が当社自動車保険の内容やお見積りなどをご案内した場合でも、お客さまご自身によるお申込み手続きが必要となります。

当社公式 Web サイト上でお申込みいただく際には、ご契約締結前に重要事項等説明書で商品の内容、告知・通知義務、クーリングオフ制度、個人情報の取扱い等の説明などを必ずご確認いただき、ご契約の内容がお客さまの意向に沿っていることを確認いただけるよう、公式 Web サイトの仕組みを整えています。保険料のお支払方法は、クレジットカード払・払込票払の中からお客さまにお選びいただきます。

ご契約について、ご契約手続き完了のお知らせとともにお送りする「ご契約手続き完了のご案内」を受領された日から 8 日以内に、当社公式 Web サイト上のお問い合わせフォームまたは郵便にてご通知いただければ、ご契約のお申込みの撤回または解除ができる「クーリングオフ制度」の対象としています。

(2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまのニーズを確実にご契約に反映し、正しいご契約内容としていただくために、お客さまとお客さまサポートセンターとの間の通話の際の確認手順において、重要なご契約内容および、お客さまの意向に沿っていることについて十分な確認を行うようにしています。

インターネットを通じたご契約につきましては、重要なご契約内容および、お客さまの意向に沿っていることを確認いただくための画面を契約締結の際に公式 Web サイト上に表示し、お客さまに十分にご確認いただくようにしています。

代理店制度

代理店の役割と業務

代理店は保険会社と代理店委託契約を締結した上で、保険募集を行います。代理店には、保険会社に代わってお客さまと保険契約を締結し、お支払いいただく保険料を領収することを主な業務とする締結代理店と、保険会社とお客さまの保険契約締結に向けた媒介を行う媒介代理店とがあります。

締結代理店は、次のような業務を行っています。

①保険契約の締結（契約を結ぶこと）
②保険契約の変更・解除等の申し出の受付
③保険料の領収または返還
④保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行および交付
⑤保険の対象（保険をつけるもの）の調査
⑥保険契約の維持・管理（満期管理を含む）に関連する事項
⑦その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

締結代理店は、保険会社に代わってこれらの業務を行うほか、万一、ご契約者が事故にあわれた場合、お受け取りになる保険金の請求手続きをスムーズに行うための助言・手続きの説明などのアフターサービスも行っています。

媒介代理店は、保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込み手続きの説明、当社公式 Web サイトやお客さまサポートセンターへの誘導などによる募集を主な業務としています。

媒介代理店には、保険契約の締結（契約を結ぶこと）、保険契約の変更・解除等の申し出の受付、保険料の領収または返還、保険証券の交付、保険料領収証の発行および交付の権限はありません。

代理店制度

■保険会社・代理店が遵守すべき法令

保険会社や代理店が守らなければならない法令はたくさんありますが、そのなかでも特に重要なものが保険業法です。

保険業法は、保険契約者の利益を保護し、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資することを目的としており、保険契約の募集に際しての禁止行為や代理店登録制度に関する事項などが定められています。保険会社は、保険業法およびその他の法令や、監督官庁としての金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に適正な保険契約の募集および業務遂行を指導することが求められています。

■代理店の登録

代理店として保険契約を募集するためには、保険会社と代理店委託契約を締結するだけではなく、保険業法の定めるところにより、財務局等へ登録しなければなりません。

また、代理店に所属して保険募集を行う人（募集従事者）も財務局等に届出を行います。損害保険業界の自主ルールとして、損害保険募集人一般試験（基礎単位）の合格を登録・届出の要件としています。

当社の代理店数

当社の代理店総数の推移は次のとおりです。

年　　度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
代　理　店　数	557 店	540 店	547 店

代理店教育等

代理店に対する教育として、募集に関する法令遵守、保険契約に関する知識、周辺商品に関する知識などについて研修・個別指導を行っています。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

一般社団法人　日本損害保険協会　「そんぽ ADR センター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

□　電話番号：03-4332-5241（全国共通）

□　受付時間：月～金曜日（祝日・休日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く）午前 9 時 15 分～午後 5 時

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

そんぽ ADR センター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

「一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページ（https://www.jibai-adr.or.jp）をご参照ください。

「公益財団法人　交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国 11 か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（https://www.jcstad.or.jp）をご参照ください。

保険の仕組み

保険制度

損害保険とは、大数の法則に基づき、同じ危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を拠出し、その中のだれかが偶然な一定の事故により損害を受けた場合、保険金を支払うという仕組みで、相互扶助の考え方に基づいています。

損害保険は個人や企業などを種々の危険や災害からお守りし、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

保険契約の性格

損害保険契約とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な事故によって生じた損害を補償することを約束し、保険契約者は、この補償を受けるために保険料を支払うことを約束する契約で、保険法第２条に規定されています。

したがって、法律的には保険会社と保険契約者の間の双方の合意によって成立する有償・双務契約であり、また、意思表示に特別の方式が法定されていない不要式な諾成契約であるといえますが、保険実務では、多数の保険契約を迅速かつ確実に処理する必要があることから、「保険契約申込書」を使用し、契約締結の証として原則保険証券を交付しています。

再保険

再保険とは、保険会社が引き受けた保険取引による保険金支払責任を他の保険会社等に転嫁してリスクを軽減する仕組みで、他にリスクを転嫁することを「出再」といい、また、これとは逆に他の保険会社等からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

台風や地震等の大災害により巨額の保険金支払が発生する可能性のあるリスクに対しては、再保険を効果的に利用し危険の平準化・分散化を図ることができます。

約款について

約款の位置づけ

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、「保険会社と契約者双方の権利と義務」を具体的に箇条書きにしたものが保険約款です。保険会社が作成し、保険事業を監督する金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

約款には、同一保険種目の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約においてその内容を補完したり、修正したりする「特約」とがあります。

約款は実際上きわめて重要な役割を果たしており、保険会社と保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）双方の権利・義務を定めていることから、その内容は双方を拘束するものです。

契約時の留意事項

保険契約は、お客さまと保険会社との約束ごとですので、契約に際しては、約款、特約の内容について十分な説明を受け、申込書の記載内容を十分にご確認いただいたうえでご契約いただくことが大切です。

約款に関する情報提供方法

ご契約時にご注意いただきたい内容や保険契約の内容等については、約款とは別に各商品別の「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」などにわかりやすく記載しています。

特に「重要事項等説明書」には、ご契約に際して特にご確認いただきたい「契約概要」と、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい「注意喚起情報」を記載しています。ご契約される前に、ご一読ください。

保険料について

保険料の収受・返れい

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、原則として契約締結と同時にお支払いいただくこととなっていますが、商品によっては、「保険料後払」もあります。また、保険料の払込みがないと、事故が起きても保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

特に、口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、ご指定口座の残高にもご注意ください。残高不足等により、保険料のお引き落としができない場合には、ご加入いただいている保険契約が失効（契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。）・解除になることもあります。詳しくは、当社までお問い合わせください。

保険期間中に危険の増加・減少などが生じたときは追加保険料のご請求や返れいを行い、また、ご契約者からのお申し出により保険契約を解除するときには、解約返れい金として返れいすることがあります。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可取得もしくは金融庁に届出を行ったものを適用しています。

保険料は、通常、保険金額（ご契約金額）に保険料率を乗じて算出されます。この保険料は、一般に「純保険料」と「付加保険料」とによって構成されています。

「純保険料」とは、保険金の支払いに充てられる部分で、大数の法則に基づき算出されます。過去の統計等に基づいて予定原価が算定されるところに、損害保険の特徴があります。「付加保険料」とは、保険事業を運営するために必要な経費や利潤などに充てられる部分です。

資 料 編 目 次

Ⅲ . 保険会社の運営

内部統制基本方針と運用状況の概要 …… 38
戦略的リスク経営（ERM） …… 42
社内外の監査・検査体制 …… 44
法令遵守の体制 …… 45
第三分野保険に係る責任準備金の確認 …… 46
個人情報保護宣言 …… 46
勧誘方針 …… 54
反社会的勢力への対応に関する基本方針 …… 54
利益相反取引管理基本方針 …… 56

Ⅳ . 業務に関する事項

2025 年度の事業の概況 …… 58
最近 5 事業年度に係る主要な経営指標等の推移 …… 60
主要な業務の状況を示す指標等 …… 61
保険契約に関する指標等 …… 64
経理に関する指標等 …… 66
資産運用に関する指標 …… 69
責任準備金残高の内訳 …… 74
期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況
（ラン・オフ・リザルト） …… 74
事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の
推移表 …… 75

Ⅴ . 財産の状況

財務諸表 …… 77
保険業法に基づく債権 …… 92
元本補填契約のある信託に係る債権の状況 …… 92
単体ベースのソルベンシー・マージン比率 …… 93
時価情報等 …… 94
その他 …… 95

Ⅲ. 保険会社の運営

内部統制基本方針と運用状況の概要

当社は、「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に努めています。

内部統制基本方針（2026 年 7 月 1 日現在）

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令等に加え、ＳＯＭＰＯのパーパス等を踏まえ、この基本方針を取締役会において決議します。

なお、当社はこの基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、以下に定める体制を整備し、その充実に努めます。

1. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団における業務の適正を確保するための体制を次のとおり整備します。

(1) ＳＯＭＰＯのパーパス等の企業理念およびグループサステナビリティビジョンを社内に示します。

(2) 当社の親会社である損害保険ジャパン株式会社との間で締結する「経営管理に関する覚書」に従い、同社またはＳＯＭＰＯホールディングス株式会社に対して適切に承認を求めるとともに、報告を行います。

(3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役、社外監査役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図ります。また、親会社によるグループの経営管理などに関する重要事項の経営判断の適正性確保に協力します。

(4) 「ＳＯＭＰＯグループ グループ内取引管理基本方針」を自社の基本方針として定め、グループ内における取引等を適切に把握および審査し、当該取引等の健全性および適切性を確保します。

2. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2) 「ＳＯＭＰＯグループ コンプライアンス基本方針」を自社の基本方針として定め、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、役職員が「ＳＯＭＰＯグループ コンプライアンス行動規範」を遵守して行動するよう役職員の行動基準となるコンプライアンスに関するマニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

(3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス上の課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。

(4) 不祥事件等に係る社内報告、調査、内部通報等の各種制度を整備し、不祥事件等の是正、届出、再発防止等の対応を的確に行います。

(5) 「ＳＯＭＰＯグループ お客さまの声対応基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

(6) 「ＳＯＭＰＯグループ お客さまサービス適正管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまに提供する商品・サービスの品質・維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。

(7) 「ＳＯＭＰＯグループ 顧客情報管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、お客さまの情報の管理を適切に行います。

(8) 「ＳＯＭＰＯグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を整備します。

(9) 「ＳＯＭＰＯグループ 利益相反取引管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれが類型的に認められる取引を管理するなど、お客さまの利益を不当に害する利益相反取引を防止する体制を整備します。

(10) 「ＳＯＭＰＯグループ 反社会的勢力対応基本方針」を自社の基本方針として定め、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係遮断に向けて、外部の専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「ＳＯＭＰＯグループ ERM 基本方針」を自社の基本方針として定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、企業価値の最大化を図ることを目的とした ERM「戦略的リスク経営」を実践します。

(1) 戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイク計画およびリスク許容度を設定するなどの体制を整備します。また、当社が抱える各種リスクの特性の概要を的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。

(2) 戦略的リスク経営に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

(3) ERM の基礎となる「ＳＯＭＰＯグループ 保険数理機能基本方針」を自社の基本方針として定め、保険負債の適切な評価および財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。また、法令等に基づき、ソルベンシー・マージン比率に関する検証機能と、検証結果の取締役会への報告体制を整備します。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

(1) 親会社承認の下、経営計画を策定します。

(2) 重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(3) 取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。

(4) 規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

(5) 「ＳＯＭＰＯグループ IT 戦略基本方針」を自社の基本方針として定め、IT 戦略を策定し、IT ガバナンスを整備するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。

(6) 「ＳＯＭＰＯグループ AI ガバナンス基本方針」を自社の基本方針として定め、業務の自動化や高度化などに AI 技術を導入するとともに AI 特有のリスクを適切に管理し、安全で責任ある AI の利活用を行うため、AI ガバナンス態勢を整備します。

(7) 「ＳＯＭＰＯグループ 外部委託管理基本方針」を自社の基本方針として定め、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。

(8) 「ＳＯＭＰＯグループ 資産運用基本方針」を自社の基本方針として定め、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。

(9) 「ＳＯＭＰＯグループ 業務継続体制構築基本方針」を自社の基本方針として定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

(10) 課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うために取締役会または経営会議の諮問委員会として課題別委員会を設置します。

5. 情報開示の適切性を確保するための体制

(1) 当社は、「ＳＯＭＰＯグループ ディスクロージャー基本方針」を自社の基本方針として定め、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

(2) 当社は、「ＳＯＭＰＯグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制を整備します。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、「ＳＯＭＰ〇グループ 内部監査基本方針」を自社の基本方針として定め、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

8. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

8-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する者を監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用人)として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇および人事上の評価等の決定にあたっては常勤監査役の同意を得ることとします。

(2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役からの指揮命令のみに服し、取締役等からの指揮命令を受けないこととします。

(3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

8-2. 監査役への報告に関する体制

(1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含みます。）および時期等を「監査役への報告に関する規程」において定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。

(2) 役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。

(3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

8-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。

(2) 監査役が、取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部門およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との意見交換を行う場合、十分な協力を行います。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。

(3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含みます。）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。

(4) ＳＯＭＰ〇ホールディングス株式会社の監査委員会および損害保険ジャパン株式会社の監査等委員会の求めに応じて、当社監査役との連携および当社役職員からの情報収集の機会を確保します。

(5) 内部監査部門は、内部監査計画について監査役と協議・合意を行うこととします。また、内部監査部門は、監査役に対し監査結果等所定の事項について報告を行う他、必要に応じて監査役からの指示を受けるものとします。

(6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、その求めに応じて適切に処理します。

(7) 監査役が各部門に立ち入って監査を行う場合、その他監査役が協力を求める場合（ＳＯＭＰ〇ホールディングス株式会社の監査委員会および損害保険ジャパン株式会社の監査等委員会が協力を求める場合を含みます。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力します。

運用状況の概要　（2026 年 7 月 1 日現在）

1. 内部統制全般

・当社は、「内部統制基本方針」の運用状況について、取締役会に報告をし、内部統制の状況を検証するとともに体制の充実に努めています。

2. グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社は、ＳＯＭＰ〇グループ企業理念等を社内に掲示することなどにより、周知しています。
・当社は、損害保険ジャパン株式会社との間で締結した「経営管理に関する覚書」に基づき、経営計画等、経営上の重要事項に関し、同社またはＳＯＭＰ〇ホールディングス株式会社に対して承認申請および報告を行っています。
・グループ内における取引等の公正性および健全性を確保するため、「グループ内取引管理規程」を

社内に周知し、グループ内取引の状況を取締役会にて報告しています。

3. コンプライアンス体制

・当社は、取締役等の職務の執行が法令等に適合していることを確認するために、取締役の職務の執行状況を四半期ごとに取締役会に報告しています。
・「SOMPOグループ コンプライアンス基本方針」他、グループ共通の基本方針を自社の基本方針として定め、当該方針に沿って規程等を整備するなど、コンプライアンス体制を強化しています。
・「SOMPOグループ コンプライアンス行動規範」等を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を社内ネットワークに掲示することにより周知徹底を図るとともに、全社統一研修、階層別研修等を実施し、知識の向上や定着を図っています。
・コンプライアンスに関する統括部署であるコンプライアンス部は、年度ごとにコンプライアンス推進方針に基づき取組計画を「コンプライアンス推進計画」として、取締役会傘下の経営会議での協議、取締役会での決議を経て、策定しています。
・コンプライアンス推進計画の進捗状況やコンプライアンスに関する諸課題の状況について、半期ごとに経営会議および取締役会に報告しています。
・経営会議の諮問機関として「ERM・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス推進計画、その他重要事項について関連部門と十分な協議を行うことで、迅速かつ的確な業務運営の実現を図っています。
・当社は、内部通報制度（「コンプライアンスほっとライン」）や内部監査等の制度を整備し、不祥事件等の早期発見に努めるとともに、迅速かつ的確に是正・再発防止等の対応をしています。

4. 戦略的リスク経営に関する体制

・当社は、「リスク管理規程」を定めて、管理対象とするリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。
・リスクコントロールが確立していないリスクや変化が激しくコントロールが難しいリスクを「重大リスク」とし、リスクコントローラー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。
・新たなリスク認識に基づく重大リスクの追加については、その都度取締役会に付議し、各対応策の進捗状況については、半期ごとに取締役会に報告し、確認を行っています。
・取締役会傘下の経営会議は、戦略的リスク経営の実践および高度化に関する経営論議を行うとともに、その内容を定期的に取締役会に報告しています。
・経営会議の諮問機関として、「ERM・コンプライアンス委員会」を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議しています。

5. 取締役等の職務執行体制

・当社は、取締役および執行役員の職務執行が効率的かつ的確に行われるため、「職務権限規程」「稟議規程」「取締役会規則」等の各種規程を整備するとともに、中期経営計画および年度計画において経営方針等を策定、社内で共有することで、その実現に向けて取り組む体制としています。
・経営上の重要課題について、経営会議において十分な協議を行うことで、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

・当社は、決算期ごとに決算方針を取締役会において決議するとともに、四半期ごとに決算の状況を取締役会において報告することにより、財務の健全性および財務報告の適正性を確保しています。

7. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・当社は、各会議体規則に基づき取締役の職務執行に係る文書の保存・管理を行っていることを、年1回「情報の取扱いに関する要領」による棚卸を実施することにより、確認しています。

8. 内部監査体制

・内部監査部は、取締役会において定めた内部監査の基本方針等の規程類および年度監査計画に基づき、他部門から独立した立場で、経営諸活動全般の適切性・有効性・効率性を検証・評価しています。
・内部監査において問題点が検出された場合、内部監査部は、問題点の改善に向けた指摘・提言等を実施し、監査結果について経営報告するとともに、問題点の解決に至るまでの継続的なフォローアップを行っています。

9. 監査役の監査体制

・当社は、監査役監査の実効性を確保するため、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）の取締役からの独立を確保すべく「監査役スタッフに関する規程」を定めて監査役スタッフを配置するとともに、「監査役への報告に関する規程」を定めています。
・監査役は、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を受けているほか、監査役が要請した事項について、役職員から随時速やかに報告を受領しています。
・当社は、監査役が取締役会、経営会議および委員会等の重要会議に出席し、意見を述べる機会を確保するとともに、監査役の求めに応じて重要書類等の閲覧に対応しています。
・監査役が会計監査人および内部監査部と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保するとともに、監査役と代表取締役との定期的な会合の機会を設け、経営への課題認識等の意見交換を実施しています。

戦略的リスク経営（ERM）

ＳＯＭＰＯグループの「戦略的リスク経営（ERM：Enterprise Risk Management）」は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としています。

戦略的リスク経営（ERM）に関する体制

ＳＯＭＰＯホールディングスは、「ＳＯＭＰＯグループ ERM 基本方針」を定め、リスクテイクの指針となる「ＳＯＭＰＯグループ リスクアペタイトステートメント」を掲げるとともに、各種リスクの統合管理などとあわせて、戦略的リスク経営の実効性確保を図っています。

当社は、「ＳＯＭＰＯグループ ERM 基本方針」に基づき、戦略的リスク経営の枠組みや体制などを整備するとともに、必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」などで定めています。

取締役会は、「リスク管理規程」を制定するほか、「ＳＯＭＰＯグループ リスクアペタイトステートメント」と整合的な事業計画およびリスクテイク計画の策定、ならびに、リスク許容度に関する対応方針・対応策を決定します。

また、経営会議の諮問機関として、「ERM・コンプライアンス委員会」を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議します。

リスク統括部は、リスク管理態勢を整備・推進する役割を担います。さらに、各リスク所管部門は、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクについて、定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールしています。

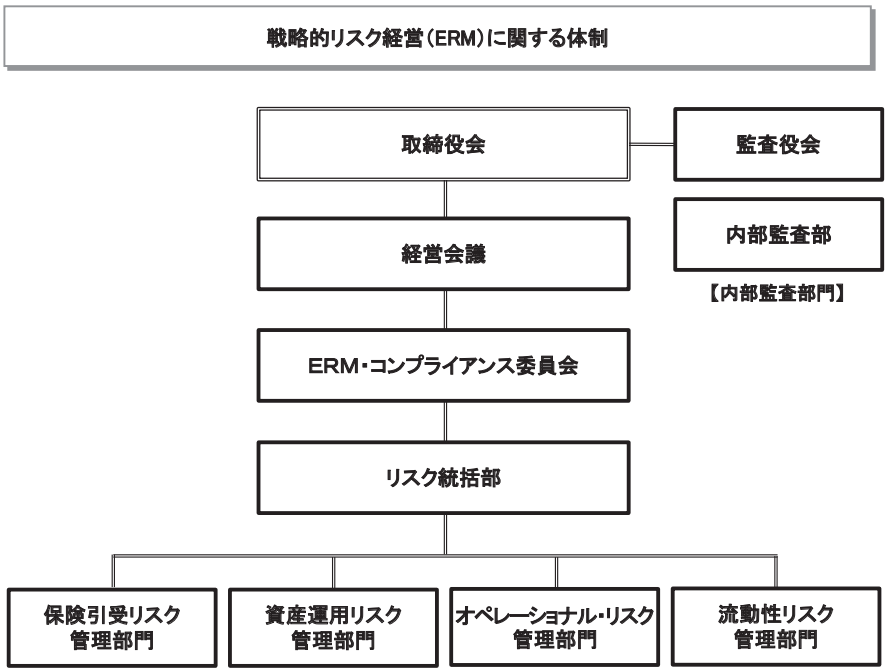

戦略的リスク経営（ERM）の運営

1. 戦略的リスク経営の PDCA サイクル

ＳＯＭＰＯホールディングスは、資本を有効活用するために、グループ全体を事業単位に区分し、各事業の成長性や収益性などをふまえて資本配賦を行っています。

当社は、「ＳＯＭＰＯグループ リスクアペタイトステートメント」に基づき事業計画を策定し（Plan）、配賦された資本の範囲内でリスクテイクを行い（Do）、定期的に計画の進捗状況を確認のうえ（Check）、必要に応じて事業計画の見直しなどを行う（Action）PDCA サイクルで戦略的リスク経営を運営することで、利益目標の達成を目指しています。

2. リスクコントロールシステム

ＳＯＭＰＯホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し、対応することができるよう、強固なリスクコントロールシステムを構築しています。当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

(1) 重大リスク管理

「事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク」を重大リスクと定義し、事業の抱えるリスクを網羅的に把握・評価しています。各重大リスクの管理態

勢の十分性を確認し、リスクの状況を継続的にモニタリングします。各重大リスクにリスクオーナー（役員クラス）を定めて対応策の実施・進捗状況の管理に対する責任を明確にしています。

また、「現時点では重大リスクではないが、環境変化などにより新たに発現または変化し、今後、グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク」をエマージングリスクと定め、重大リスクへの変化の予兆をとらえて適切に管理します。エマージングリスクは、損失軽減の観点だけでなく、新たな保険商品・サービスなどのビジネス機会の観点からも重要であり、グループ横断でモニタリング、調査研究を進めています。

(2)自己資本管理

当社は保有する保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクを統一的な尺度（VaR：Value at Risk）で定量化し、リスクと資本の状況を定期的にモニタリングし、リスク許容度に抵触する恐れが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

保険引受リスク	保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。 当社は、収支分析を継続的に実施し、必要に応じて商品内容の改定や引受条件の見直しを行っています。また、保険種目ごとに保有限度額を設けるとともに、再保険を活用して、過度なリスクの集中を回避しています。
資産運用リスク	資産運用リスクとは、保有する資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 当社は、市場リスクおよび信用リスクを一元的に管理しています。
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員もしくは保険募集人の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。 当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、有形資産リスク、労務リスクおよびレピュテーションリスクに分類し、リスク発現の防止および損失の最小化に努めています。

(3)ストレステスト

当社の経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、シナリオ・ストレステスト、リバース・ストレステストおよび感応度分析を実施し、資本およびリスクへの影響度を分析して、必要に応じ対応策を実施する態勢を整備しています。

シナリオ・ストレステスト	大規模な自然災害や金融市場の混乱など、経営に重大な影響を及ぼすストレスシナリオが顕在化した際の影響を評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性検証などに活用することを目的として実施しています。なお、環境変化などに適切に対応するため、ストレスシナリオの妥当性を定期的に検証しています。
リバース・ストレステスト	リスク許容度などに抵触する具体的な事象を把握し、あらかじめストレス事象に備える対策を検討することを目的として実施しています。
感応度分析	主なリスク要因の変動が資本とリスクに与える影響を把握するとともに、実績との比較を行い、内部モデルの妥当性を検証することを目的として実施しています。

(4)リミット管理

当社は与信リスク、出再リスクについてＳＯＭＰＯホールディングスが定めるリミットの範囲内で、リスク許容度と整合的に設定したリミットを超過しないように管理しています。

(5)流動性リスク管理

当社は、日々の資金繰り管理のほか、巨大災害発生などの流動性リスク・シナリオ発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

【再保険】

1. 再保険について

再保険は、保険金支払責任の一部を他の保険会社に転嫁する仕組みで、地震・台風などの自然災害や大規模工場・航空機の事故などによる巨額保険金支払リスクを分散することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを転嫁することを「出再」、逆に他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といい、引き受けた保険契約の保険責任のうち再保険に付した後の最終的に自己が負う保険責任を「保有」といいます。再保険ではその取引額が巨大になる場合もあり、的確なリスク管理が求められます。

当社では、保有および再保険に関する内部管理態勢を構築するため、「損保ジャパングループ 保有および再保険基本方針」に基づき、次のとおり保有・出再および受再を行っています。

2. 出再の方針について

当社では、正味事業収支の長期安定化を図ることを主要出再方針としています。保有額については、経営の健全性を損なわない適正な限度額を設定し、最適な出再スキーム（出再額、出再方式、自然災害リスクへの対応など）の構築に努めています。また、出再先の選定にあたっては、主要格付機関による格付を参考に社内格付を定め、信用度の高い再保険会社に出再しています。

なお、地震災害リスクや風水災害リスクは、ひとたび発生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、巨大災害発生時の予想最大損害額を定量的に把握し、リスクと資本の状況などを考慮して、主として超過損害額再保険を手配しています。

3. 受再の方針について

受再については、リスクを適正な範囲に管理しつつ、慎重に対処しています。

社内外の監査・検査体制

1. 社内の監査体制

当社は、会社法に基づき監査役が取締役の職務執行に関わる監査を行っているほか、業務執行を担う各部門から独立した組織である内部監査部を設置しています。内部監査部は、「ＳＯＭＰＯグループ内部監査基本方針」に基づき、経営目標の達成に資することを目的に、当社の経営諸活動全般の適切性・有効性・効率性を検証・評価し、問題点の改善に向けた、指摘・提言等を行っています。

また、定期的に経営陣へ報告するとともに、解決に至るまでの継続的なフォローアップを行っています。

2. 社外の監査・検査体制

当社は、会社法に基づく会計監査を受けています。当社の会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人です。また、保険業法に基づく金融庁の検査等を受けることになっています。

法令遵守の体制

1. コンプライアンス基本方針

ＳＯＭＰＯホールディングスは、各事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指すため、この基本方針を定めています。

ＳＯＭＰＯグループ コンプライアンス基本方針

当社グループは、次の方針に基づいて法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った企業活動を実現します。

(1) コンプライアンスを事業運営の大前提とします

コンプライアンスを軽視して得た利益に持続可能性がないことを深く認識し、コンプライアンスを事業運営の大前提とします。

(2) 役職員のコンプライアンス意識を醸成・高揚します

役職員が法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った行動をとるよう、コンプライアンスを重視する意識を醸成・高揚します。

(3) コンプライアンスの徹底に向けて計画的に取り組みます

コンプライアンスの徹底には継続的で不断の努力が必要であることを深く認識し、その実現に向けて計画的に取り組みます。

(4) 問題を早期に把握し、迅速に対応します

事業運営に伴うコンプライアンス上の問題の発生に備えて、早期に把握する体制を整備し、問題が発生したときは迅速かつ適切に対応します。

2. コンプライアンス推進体制

当社は、経営会議の諮問機関として、ERM・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスにかかる状況および取組みについて報告を受け、あるいは協議することにより、迅速かつ的確な業務運営の実現を図っています。

また、コンプライアンス・不祥事件等への対応を一元的に管理する統括部署をコンプライアンス部として、法令等遵守に関する周知徹底や問題の把握およびその対応に努めています。

各部門においては、原則として部門長がコンプライアンス責任者となり、部内のコンプライアンス情報を集約するコンプライアンス推進者を指名するほか、コンプライアンスの推進に関わる指導・支援・管理を行うとともに、コンプライアンスに関する情報をコンプライアンス部に報告する役割を務めることにより、部門におけるコンプライアンスを推進しています。

3. コンプライアンス推進方法

法令等遵守の企業風土醸成に向け、年度ごとに具体的な活動計画を「コンプライアンス推進計画」として策定しています。

また、社員の意識向上と問題点の解消など、さまざまなコンプライアンス課題の解決に向けた取組みとして、計画的な研修や全役職員を対象としたコンプライアンス研修の実施により、コンプライアンスに関する知識の向上を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を確認し、より効果的な施策となるよう改善を図っています。

4. コンプライアンスほっとライン（内部通報制度）の設置

万一、職場でコンプライアンス問題が発生した場合、本来は職場の共通認識のもとで解決すべきものですが、職場内では十分に問題解決が図れないことも想定されます。そのため、社内で早期に発見し解決する仕組みの一つとして、「コンプライアンスほっとライン（内部通報制度）」の通報窓口を社内および社外に設けており、専用の電話・メール・Webにより、コンプライアンスに関わる通報を受け付けています。

第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社では、平成 10 年大蔵省告示第 231 号に基づくストレス・テストおよび平成 12 年金融監督庁大蔵省告示第 22 号に基づく負債十分性テストの対象となる第三分野保険は有していません。

個人情報保護宣言

【Ⅰ基本的な考え方】

当社は、ＳＯＭＰＯグループの一員として、「ＳＯＭＰＯグループ　プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等（以上を以下「関連法令等」と総称します。）を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。この保護宣言における「個人情報」等の概念は、別段の定めがある場合を除き、関連法令等が定めるものをいいます。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令で例外とされる場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。

2. 当社は、法令で例外とされる場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまのセンシティブ情報（労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報をいいますが、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。）および要配慮個人情報を取得すること、個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、収集、保管、提供することはありません。

3. 当社は、ＳＯＭＰＯグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。

4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。

6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等のお客さまからの請求に適切に対応します。

ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社
住所および代表者の氏名については、以下の会社概要をご覧ください。
https://www.sompo-direct.co.jp/company/profile.html

＊なお、個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。
＊個人番号および特定個人情報の取扱いについては「特定個人情報の取扱い」をご覧ください。
＊開示等の手続きについては、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

【Ⅱ個人情報の取扱い】

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

＊本取扱いにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の取扱い」が適用されます。

1. 個人情報の適正な取得

当社は、法令で例外とされる場合を除き、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）
・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまに Web 等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
・各拠点（サービスセンター等）やコンタクトセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合　など

当社は取得した個人情報を、利用目的の達成に必要な期間、または法令により要求・許容される期間、保管します。

2. 個人情報・保有個人データの利用目的

当社は、取得した個人情報を以下（1）から（6）および 6. に掲げる目的（保有個人データの利用目的も同様です。）に必要な範囲で適法かつ公正に利用し、法令で例外とされる場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社公式ウェブサイト等に公表します。

（1）損害保険業
・損害保険契約の引受の審査、引受、履行、管理
・保険金請求に関する保険事故の調査（関係先への照会等を含みます）
・保険金等の支払いの判断・手続
・各種付帯サービスの案内または提供
・再保険契約の締結や再保険金、共同保険金等の受領、およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます）

（2）損害保険代理業
・損害保険契約の代理およびそれに付帯するサービスの提供

（3）生命保険代理業
・生命保険契約の媒介およびそれに付帯するサービスの提供

（4）各事業共通
・当社が取り扱う商品（損害保険等）および各種サービスの案内または提供、代理、媒介、取次、管理
・ＳＯＭＰＯグループ各社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供、管理
・各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
・アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
・ご本人かどうかの確認
・お問い合わせ、ご意見等への対応
・当社が有する債権の回収
・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先等への提供
・当社職員の採用、上記商品・サービスに関する販売基盤（代理店等）の新設、維持管理
・他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

（5）電話応対－通話録音
・お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
・ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
・電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等への活用

（6）その他
・その他、上記（1）から（5）に付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供および第三者からの取得

（1）当社は、以下の場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。
・法令で例外とされる場合
・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
・ＳＯＭＰＯグループ各社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
・損害保険会社（外国損害保険会社および損害保険契約者保護機構を含む。）および共済事業を営む協同組合・連合会（以下「損害保険会社等」といいます。）の間で共同利用を行う場合
・国土交通省との間で共同利用を行う場合

（2）当社は、法令で例外とされる場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どの

ような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人関連情報の第三者への提供

当社は、法令で例外とされる場合を除き、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限ります。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。

当社は、法令で例外とされる場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲において、お客さまの個人データの取扱いを国内外の他の事業者に委託する場合があります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

・保険契約の募集に関わる業務
・損害調査に関する業務
・情報システムの開発・運用に関わる業務
・保険証券の作成・発送に関わる業務　など

6. 個人データの共同利用

（1）情報交換制度等

①一般社団法人日本損害保険協会および損害保険会社等

損害保険契約の締結または損害保険金の請求に際して行われ得る不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用する制度を実施しています。

詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人　日本損害保険協会
https://www.sonpo.or.jp/

②損害保険料率算出機構

自賠責保険に関する適正な支払等のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

■損害保険料率算出機構
https://www.giroj.or.jp/

③原付・軽二輪に係る無保険車防止のための国土交通省へのデータ提供

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

・契約者の氏名、住所
・証明書番号、保険期間
・自動車の種別
・車台番号、標識番号または車両番号

詳細につきましては国土交通省のホームページをご覧ください。

■国土交通省
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/index.html

④代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人　日本損害保険協会
https://www.sonpo.or.jp/

（2）グループ会社との間の共同利用

①ＳＯＭＰＯグループでは、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社（以下「ＳＯＭＰＯホールディングス」といいます。）によるグループとしての経営管理業務および共通・重複業務の遂行（経営管理業務の効率化等のため、お客さまの情報を分析することを含みます。）のために、グループ会社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目
・ＳＯＭＰＯグループ各社が保有する株主の皆さまの個人データ：
氏名、住所、株式数等に関する情報

・ＳＯＭＰＯグループ各社が保有する個人データ：
氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、ＳＯＭＰＯグループ各社とのお取引に関する情報

お取引に関わらず、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問い合わせ内容など、お客さまがホームページでの見積り試算や、コンタクトセンターへのお問い合わせなど対面・電話・WEB・電子メール・アプリ、第三者提供等の手段を含みＳＯＭＰＯグループ各社が取得した情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲
ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社、その子会社および関連会社※
※財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定義される子会社および同条・第５項に定義される関連会社をいいます。
該当する主なグループ会社の範囲は以下のリンクをご参照ください。

■グループ会社一覧（ＳＯＭＰＯホールディングスホームページ）
https://www.sompo-hd.com/group/group_list/

C. 個人データ管理責任者
当該個人データを取り扱う各共同利用者
ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険の住所、代表者名については、以下のリンクをご参照ください。
https://www.sompo-direct.co.jp/company/profile.html
ＳＯＭＰＯグループ各社の住所・代表者名については、該当する会社のホームページ等をご参照ください。

②ＳＯＭＰＯグループでは、当社またはグループ各社が取り扱う商品・サービス等の企画、開発、調査および分析ならびにお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、グループ会社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目
ＳＯＭＰＯグループ各社が保有する個人データ：
・氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問い合わせ内容、アプリ等サービスの利用内容、位置情報、名刺情報（会社名、部署名、肩書き等を含む名刺から読み取れる情報）、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、ＳＯＭＰＯグループ各社とのお取引に関する情報
・お取引に関わらず、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問い合わせ内容など、お客さまがホームページでの見積り試算や、コンタクトセンターへのお問い合わせなど対面・電話・WEB・電子メール・アプリ、第三者提供等の手段を含みＳＯＭＰＯグループ各社が取得した情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲
ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社、その子会社および関連会社※
※財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定義される子会社および同条・第５項に定義される関連会社をいいます。
該当する主なグループ会社の範囲は以下のリンクをご参照ください。

■グループ会社一覧（ＳＯＭＰＯホールディングスホームページ）
https://www.sompo-hd.com/group/group_list/

C. 個人データ管理責任者
当該個人データを取り扱う各共同利用者
ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険の住所、代表者名については、以下のリンクをご参照ください。
https://www.sompo-direct.co.jp/company/profile.html
ＳＯＭＰＯグループ各社の住所・代表者名については、該当する会社のホームページ等をご参照ください。

③ＳＯＭＰＯグループでは、代理店（研修生を含みます。）およびその従業者の監督、管理、指導、教育のために、ＳＯＭＰＯホールディングスおよびＳＯＭＰＯグループ各国内保険会社との間で、以下のとおり、代理店の店主・募集人・

研修生等に関する個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目
ＳＯＭＰＯグループ各国内保険会社が保有する氏名、住所、生年月日、登録申請および届出に関する事項、その他代理店またはその従業者の管理のための情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲
ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社およびＳＯＭＰＯグループの国内保険会社
該当するグループ国内保険会社は以下のリンクをご参照ください。

■グループ会社一覧（ＳＯＭＰＯホールディングスホームページ）
https://www.sompo-hd.com/group/group_list/

C. 個人データ管理責任者
当該個人データを取り扱う各共同利用者
ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険の住所、代表者名については、以下のリンクをご参照ください。
https://www.sompo-direct.co.jp/company/profile.html
ＳＯＭＰＯグループ各社の住所・代表者名については、該当する会社のホームページ等をご参照ください。

（3）提携先企業との間の共同利用

当社または当社の提携先企業の取り扱う商品等をお客さまへご案内・ご提供およびその判断のために、当社と提携先企業との間で個人データを共同して利用することがあります。

○提携先企業について
現時点において、当社が個人データを共同利用している提携先企業はございません。

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、センシティブ情報について、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・法令に基づく場合
・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
・学術研究目的の場合（個人情報保護法第 20 条第 2 項第 6 号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第 18 条第 3 項第 6 号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第 27 条第 1 項第 7 号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

8. 仮名加工情報の取扱い

（1）仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

（2）仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

9. 匿名加工情報の取扱い

（1）匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

（2）匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等および第三者提供記録の開示

お客さまは、ご自身の保有個人データ開示、訂正、消去、利用停止等および第三者提供記録の開示を当社に求めることができます。

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として当社が定める方法のうちご本人が請求した方法により回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

※開示、訂正等の手続きの詳細については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

11. 再保険契約のための外国にある再保険会社等への提供

当社は、お客さまに対する保険サービスの高品質かつ安定的な提供を継続的に確保するために、外国にある再保険会社等と再保険契約を行うことがあります。再保険契約に伴って、外国にある再保険会社等に提供する場合があります。

12. 業務委託に伴う外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合等個人情報保護法第 28 条第 1 項において「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」へ、個人データを提供するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、提供先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます）を義務付ける契約を提供先との間で締結するなどしています。

（1）以下の項目について年に 1 回、定期的に書面等により確認を行っています。

ア . 移転先の第三者による相当措置の実施状況

イ . 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

（2）相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。

（3）委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めています。

（4）海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

13. 安全管理の取組み

当社は、個人データ（当社が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む）の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

安全管理措置に関するご質問については、お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

（1）基本方針の整備

個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、お問い合わせおよび苦情処理の窓口等について策定し、必要に応じて見直しています。

（2）個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直しています。

（3）組織的安全管理措置

・個人データの管理責任者等の設置
・就業規則等における安全管理措置の整備
・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
・個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
・漏えい事案等に対応する体制の整備

（4）人的安全管理措置

・従業者との個人データの非開示契約等の締結
・従業者の役割・責任等の明確化

・従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練
・従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

(5) 物理的安全管理措置
・個人データの取扱区域等の管理
・機器および電子媒体等の盗難等の防止
・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
・個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄

(6) 技術的安全管理措置
・個人データの利用者の識別および認証
・個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
・個人データへのアクセス権限の管理
・個人データの漏えい・毀損等防止策
・個人データへのアクセスの記録および分析
・個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
・個人データを取り扱う情報システムの監視および監査

(7) 委託先の監督
個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

(8) 外的環境の把握
個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

14. 日本以外の在住者の個人情報の取り扱い

損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスのご提供に際し、お客さまの個人情報をご提供いただく必要があります。ご提供いただけない場合、商品・各種サービスのご提供ができない場合があります。

また、法令で定める範囲においてお客さまが個人データの取扱いに関する同意を取り消される場合、契約管理その他当社の業務上必要な場合を除き、お客さまの個人情報の取り扱いを停止いたします。詳細については「開示等請求の手続き」をご覧ください。

EEA（欧州経済領域）在住者の個人情報については、欧州の関連法令に従って取り扱います。

EEA 在住者の個人情報について、EEA 圏内から EEA 圏外への個人情報の移転にあたっては、ＳＯＭＰＯグループとして厳重な情報管理を行い、十分な保護措置を講じています。また、当社から第三者提供先、委託先、共同利用先へ転送され、日本国または EEA 諸国外のサーバーに保存される場合があります。なお、これらの国は欧州委員会によるデータ保護の十分性の決定を受けていない可能性がありますが、当社は提供された個人データを十分な安全管理の下で適切に管理いたします。

15. 顧客情報統括管理責任者

当社における顧客情報（個人情報を含む）の統括管理責任者は以下のとおりです。
ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社
コンプライアンス部担当役員

【Ⅲ特定個人情報の取扱い】

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。

また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めることはありません。

（取得の方法の例）
書面にご記入いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法など

2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された範囲内でのみ取り扱います。当社における利用、第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

(1) 法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合
①保険取引等に関する支払調書等の作成事務
②報酬・料金、契約金および賞金の支払調書の作成事務
③不動産等取引に関する支払調書の作成事務
④その他法令に定められた個人番号関係事務

(2) 法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。
①激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

＊個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

【開示等請求の手続き】

当社はお客さまからの個人情報保護法等に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示（第三者提供記録の開示を含みます。）、訂正等（訂正・追加・削除）または利用停止等（利用停止・消去・第三者提供の停止）のご請求（以下「開示等請求」といいます）に適切に対応いたします。

1. ご請求の方法

開示等請求を希望される場合は、下記窓口までご請求ください。当社所定の書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入のうえ、ご請求者の本人確認およびご請求者の保有個人データまたは第三者提供記録の特定のために、以下の書類とともに指定の窓口にご提出ください。

（1）ご請求者がご本人の場合

・印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から 3 か月以内のもの）の正本
・ご本人の運転免許証、パスポート、年金手帳など、公的機関が発行した書類の写し

（2）ご請求者が代理人の場合

請求者ご本人の確認ができる書類（上記（1）に同じ。）に加え、以下の書類をご提出ください。

・代理人自身の印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から 3 か月以内のもの）の正本
・代理人自身の運転免許証、パスポート、年金手帳など、公的機関が発行した書類の写し
・法定代理人の場合には、戸籍謄本、成年後見登記事項証明書の写しなど、法定代理権のあることが確認できる書類
・任意代理人の場合には、ご本人の委任状と印鑑登録証明書

2. 手数料

保有個人データの「利用目的の通知」および「開示の請求」については、手数料として 1,000 円（税込）をご負担いただきますので、当社指定の口座にお振込みください。

また、開示対象となるデータの加工等、開示を実施するための費用が当該金額を上回ることが明らかな場合は、開示の実施にかかる手数料として、ご請求内容に応じた実費相当額を追加でご負担いただきます。（別途、事前に手数料額の見積もりをご連絡いたします。）

なお、お客さまから当社に開示等請求書をお送りいただく際の郵送費用、および手数料をお振込みいただく際の振込手数料に関しましてもお客さまのご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

3. 回答方法

お受けした開示等請求については、当社にてご請求内容の確認・調査等を行い、手数料が必要な請求については入金を確認させていただいた上で、ご本人に対し、原則として当社が定める方法のうちご本人が請求した方法により回答いたします。代理人からのご請求の場合は当該代理人に対し回答いたします。

なお、開示等請求に応じることによりご本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由をご連絡いたします。

【お問い合わせ窓口】

ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社
お客さま相談室
〒 170-6068　東京都豊島区東池袋 3－1－1
サンシャイン 60
電話番号：0120－281－389
受付時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分
（土日祝日および年末年始を除きます）

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽ ADR センター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
〒 101－0063　東京都千代田区神田淡路町 2－105
ワテラスアネックス 7 階
電話番号：　03－3255－1470
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
（土日祝日および年末年始を除きます。）
ホームページアドレス
https://www.sonpo.or.jp/

勧誘方針

当社では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、各種法令等を遵守し、お客さまがニーズやライフプランに合わせた「適切な保険商品」を納得感をもって選択いただけるように、次のとおり「勧誘方針」を定めています。

勧誘方針

1. 法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。
   ・保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律および他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売等を行ってまいります。

2. お客さまと“直接”接することで、お客さまのご意向と実情に応じた保険商品を、納得感を持って選択いただけるように努めます。
   ・お客さまの加入目的、保険に関する知識、経験、財産の状況その他必要な事項を勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう、情報提供と説明に努めてまいります。
   ・インターネットでの受付については、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただくために、内容の充実や利便性の向上に努めてまいります。
   ・お電話での受付については、専門のスタッフを配置し、お客さま一人ひとりのご意向、ご事情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めてまいります。
   ・その他、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客さまのご都合、ご事情に応じた適切な方法で行ってまいります。
   ・適正な販売・勧誘を行うために、社内管理体制を整備するとともに、販売・勧誘にあたる者の知識習得に努めてまいります。

3. お客さまに関する情報については、適正な取扱い、および、厳正な管理を行います。

4. 万が一保険事故が発生した場合においては、保険金のお支払いについてきめ細かい説明を行い、迅速かつ適切に対応するよう努めます。

5. お客さまからのお問い合わせに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えします。

6. お客さまの様々なご意見等の収集に努めるとともに、お寄せいただいたご意見を真摯に受け止め、商品・サービス・業務運営の向上に積極的に活かします。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、「ＳＯＭＰＯグループ 反社会的勢力対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現します。

ＳＯＭＰＯグループ 反社会的勢力対応基本方針

ＳＯＭＰＯホールディングスは、当社グループ（ＳＯＭＰＯホールディングスおよび国内グループ会社をいいます。本基本方針においては以下同様とします。）が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、「ＳＯＭＰＯグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、この基本方針を定めます。

1. 業務方針

（1）反社会的勢力との関係の遮断

当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

（2）不当要求などへの組織的な対応

当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

（3）裏取引・利益供与の禁止

当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

2. 業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組みを行います。

（1）反社会的勢力との取引等の特定

①当社グループは、その事業活動に際して国内で利用する約款・契約書等に暴力団排除条項を導入します。また、外部委託・業務提携を行う際には委託先・提携先における当該条項の導入状況を管理します。

②当社グループは、反社会的勢力に関するデータベースを整備し、事前審査・事後検証を通じた反社会的勢力との取引等の防止・排除に利用します。

③事前審査とは、取引開始前に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを確認するために実施するものをいい、事後検証とは、取引開始後定期的に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを検証するために実施するものをいいます。

④ＳＯＭＰＯホールディングスは、当社グループが行う事前審査・事後検証の実施状況を管理します。

⑤当社グループは、各種サービスの提供、株主管理業務において不当要求の排除、利益供与の防止などのために反社会的勢力に関する管理を行います。

（2）反社会的勢力との関係の遮断

①当社グループは、取引相手が反社会的勢力であると認めるときは、取引開始前にあっては取引謝絶など、取引開始後にあっては契約解除などの措置を講じて、反社会的勢力との関係を遮断します。

②当社グループは、反社会的勢力から不当な要求などを受けたときは、毅然と対応し、要求を拒絶します。

③当社グループは、関係の遮断、不当要求の拒絶に際しては、経営陣の関与のもと組織的に対応し、警察その他の外部専門機関と連携する一方で、反社会的勢力と対峙する役職員の安全を確保します。

（3）反社会的勢力対応態勢の整備

①当社グループは、次の業務を所管する部署を設置します。

ア　反社会的勢力に関するデータベースの整備・活用

イ　反社会的勢力への対応に関する規程・マニュアルの整備（他部門のマニュアルへの反映を含みます）

ウ　警察その他の外部専門機関との連携態勢の整備

エ　暴力団排除条項の導入状況の管理

オ　事前審査・事後検証の実施状況の管理

カ　反社会的勢力への対応に関する役職員向け教育・研修の企画・実施

キ　反社会的勢力との取引の発生、反社会的勢力からの不当要求等の発生に係る情報集約

②上記の部署は、関係の遮断に伴い反社会的勢力の行動が予想されるとき、または反社会的勢力が不当な要求を行ったときは、次の業務を行います。

ア　経営報告の実施および対応方針の立案

イ　対応部署に対する支援（外部専門機関との連携の支援を含みます。）

ウ　関係する役職員に対する安全確保措置の実施・手配

③ＳＯＭＰＯホールディングスは、上記の場合であって、複数のグループ会社が整合的な対応を行う必要があるときは、グループ会社間の連絡・調整を行います。

（4）取締役会等への報告

当社グループは、経営に重大な影響を及ぼす反社会的勢力対応に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。また、当社グループは、当該事案が経営に重大な影響を及ぼすおそれ、またはお客さまの利益を著しく阻害するおそれを認識した時点で、速やかにＳＯＭＰＯホールディングスに報告します。

（5）反社会的勢力対応基本方針実務要領

ＳＯＭＰＯホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「反社会的勢力対応基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

利益相反取引管理基本方針

当社は、「ＳＯＭＰＯグループ 利益相反取引管理基本方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に管理する態勢を構築します。

ＳＯＭＰＯグループ 利益相反取引管理基本方針

ＳＯＭＰＯホールディングスは、当社グループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築するため、「ＳＯＭＰＯグループ　コンプライアンス基本方針」に基づき、この基本方針を定めています。

1. 業務方針

当社グループは、お客さまの利益を不当に害することのないよう、当社グループ金融機関の取引等に起因する利益相反を適切に管理します。

2. 業務内容および執行体制

（1）管理対象取引の特定

①当社グループ金融機関の行う次に掲げるような類型の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象会社（ＳＯＭＰＯホールディングスおよび「別表」に掲げる当社グループ金融機関をいいます。本基本方針においては、以下同様とします）は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。

・お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
・お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為

②管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

（2）管理対象取引の管理

①管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。

ア　管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。
イ　管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。
ウ 管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。
エ 管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。

②管理対象会社は、管理対象取引と関連取引の内容、講じた措置の実施状況その他の必要な事項を記録し、管理対象取引の実行日から５年間、これを保存します。

（3）管理体制

管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。

①管理対象取引を管理する部署（管理部署）および管理統括者を設置します。
②管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあってはＳＯＭＰＯホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。
③上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分にそって講じるべき措置の内容を決定します。
④利益相反管理方針の概要を公表します。
⑤役職員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。
⑥利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

（4）取締役会等への報告

ＳＯＭＰＯホールディングスおよび当社グループ金融機関は、経営に重大な影響を及ぼす利益相反取引に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

また、当社グループ金融機関は、当該事案が経営に重大な影響を及ぼすおそれ、またはお客さまの利益を著しく阻害するおそれを認識した時点で、速やかにＳＯＭＰＯホールディングスに報告します。

（5）利益相反取引管理基本方針実務要領

ＳＯＭＰＯホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「利益相反取引管理基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

【別　表】ＳＯＭＰＯグループ金融機関

①損害保険ジャパン株式会社
②ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社
③ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社
④キャピタル損害保険株式会社
⑤損保ジャパン DC 証券株式会社

※2026 年7 月1 日現在

Ⅳ. 業務に関する事項

2025 年度の事業の概況

事業の経過および成果等

2025 年度の我が国の経済は、企業の収益改善と安定した雇用・所得環境を背景に、緩やかな回復を続けています。一方で、地政学リスクの高まり等外部環境の不確実性に加え、国内における物価上昇の継続が個人消費に与える影響や金融資本市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況です。

このような経済環境の下、主力商品であるダイレクト型自動車保険「おとなの自動車保険」は、2011 年 3 月に発売後、多くのお客さまからご支持をいただいております。

■損益の概況

当社の業績は、以下のとおりとなりました。

損益の状況につき、経常収益については、保険引受収益が 73,359 百万円、資産運用収益が 244 百万円、その他経常収益が 42 百万円となった結果、73,646 百万円となり、前期に比べて 2,255 百万円の増加となりました。

一方、経常費用については、保険引受費用が 57,775 百万円、資産運用費用が 200 百万円、営業費及び一般管理費が 16,595 百万円、その他経常費用が 73 百万円となった結果、74,644 百万円となり、前期と比べて 897 百万円の減少となりました。

この結果、経常損益は、前期と比べて 3,152 百万円改善し、998 百万円の損失となりました。これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純損益は、前期と比べて 2,684 百万円改善し、723 百万円の損失となりました。

保険引受の概況は次のとおりです。

保険引受収益のうち正味収入保険料については、73,291 百万円となり、前期と比べて 3.7%の増加となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金が 47,278 百万円となった結果、正味損害率については 72.8%となり、前期と比べて 3.0 ポイントの低下となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費が 16,535 百万円となった結果、正味事業費率については 24.3%となり、前期と比べて 0.5 ポイントの低下となりました。

以上の結果、保険引受損益は、前期と比べて 3,141 百万円改善し、948 百万円の損失となりました。

なお、主要保険種目である自動車保険につきましては、正味収入保険料が 69,885 百万円、前期と比べて 2,543 百万円、3.8%の増収となり、正味支払保険金が 45,719 百万円と前期と比べて 287 百万円減少しました。その結果、正味損害率は 73.6%と、前期と比べて 2.6 ポイント低下しました。

資産の運用につきましては、「運用資産の流動性と安全性に留意しつつ、安定的な収益の確保を図る」ことを基本方針として、リスク管理に留意した資産運用を行った結果、資産運用収益は 244 百万円、資産運用費用は 200 百万円となりました。

当期末の純資産は前期と比べて 9,420 百万円増加し、26,787 百万円となりました。自己資本比率は 24.9%と前期と比べて 6.6 ポイント上昇しました。

○損益の仕組み

（単位：百万円）

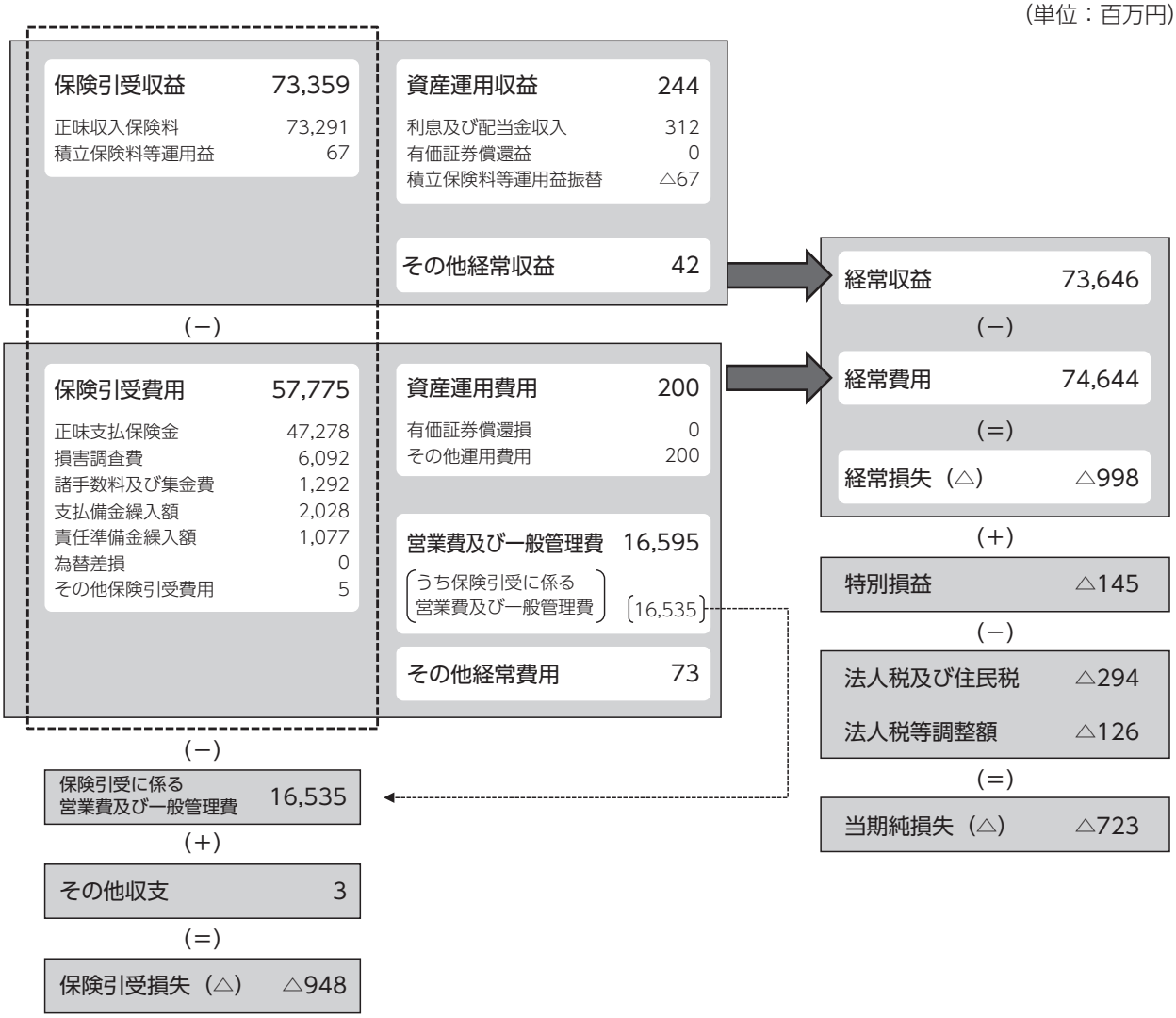

最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

項目＼年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
正味収入保険料 （対前期増減率）	58,185 （ 5.6%）	64,446 （ 10.8%）	69,256 （ 7.5%）	70,704 （ 2.1%）	**73,291** （ **3.7%**）
経常収益 （対前期増減率）	58,636 （ 6.1%）	65,192 （ 11.2%）	70,277 （ 7.8%）	71,390 （ 1.6%）	**73,646** （ **3.2%**）
経常利益または経常損失（△） （対前期増減率）	2,421 （ 989.3%）	△ 875 （ △ 136.2%）	△ 1,678 （ － ）	△ 4,151 （ － ）	△ **998** （ **－** ）
当期純利益または当期純損失（△） （対前期増減率）	2,433 （ 49.0%）	△ 921 （ △ 137.9%）	△ 1,116 （ － ）	△ 3,408 （ － ）	△ **723** （ **－** ）
資本金 （発行済株式総数）	32,260 （13,345 千株）	32,260 （13,345 千株）	32,260 （13,345 千株）	35,260 （17,776 千株）	**40,260** （**26,109 千株**）
純資産額	17,882	15,247	15,041	17,367	**26,787**
総資産額	81,430	84,112	88,162	94,783	**107,557**
自己資本比率	22.0%	18.1%	17.1%	18.3%	**24.9%**
積立勘定資産	－	－	－	－	**－**
責任準備金残高	35,266	37,682	39,036	38,495	**39,573**
貸付金残高	－	－	－	－	**－**
有価証券残高	46,865	50,419	40,125	39,717	**71,965**
単体ベースのソルベンシー・マージン比率	－	－	－	－	**（注）**
配当性向	－	－	－	－	**－**
従業員数	945 名	948 名	962 名	1,058 名	**993 名**

（注）2025 年度の単体ベースのソルベンシー・マージン比率の開示は 2026 年 10 月末の予定です。

主要な業務の状況を示す指標等

1. 元受正味保険料および従業員一人当たり保険料

（単位：百万円、％）

種目＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災	1,275	1.8	△ 4.3	1,329	1.8	4.2	**1,631**	**2.2**	**22.7**
傷害	1,913	2.7	△ 5.4	1,649	2.3	△ 13.8	**1,838**	**2.4**	**11.5**
自動車	66,634	93.6	8.5	68,462	94.1	2.7	**70,913**	**94.2**	**3.6**
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
その他	1,378	1.9	0.9	1,293	1.8	△ 6.2	**860**	**1.1**	**△ 33.5**
合計	71,202	100.0	7.6	72,734	100.0	2.2	**75,244**	**100.0**	**3.5**
従業員一人当たり元受正味保険料	74		6.1	68		△ 7.1	**75**		**10.2**

（注）1. 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返れい金および元受その他返れい金を控除したものをいいます。
2. 従業員一人当たり元受正味保険料＝元受正味保険料÷従業員数

2. 正味収入保険料

（単位：百万円、％）

種目＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災	448	0.6	0.5	466	0.7	4.0	**656**	**0.9**	**40.8**
傷害	1,512	2.2	△ 3.0	1,301	1.8	△ 13.9	**1,537**	**2.1**	**18.1**
自動車	65,549	94.6	8.0	67,341	95.2	2.7	**69,885**	**95.4**	**3.8**
自動車損害賠償責任	368	0.5	△ 9.7	301	0.4	△ 18.3	**351**	**0.5**	**16.8**
その他	1,377	2.0	0.9	1,293	1.8	△ 6.1	**860**	**1.2**	**△ 33.5**
合計	69,256	100.0	7.5	70,704	100.0	2.1	**73,291**	**100.0**	**3.7**

（注）正味収入保険料とは、元受正味保険料および受再正味保険料から出再正味保険料を控除したものをいいます。

3. 受再正味保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	0	0	**0**
傷害	62	55	**49**
自動車	1	1	**1**
自動車損害賠償責任	368	301	**351**
その他	△ 0	0	**－**
合計	432	359	**403**

（注）受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金および受再その他返れい金を控除したものをいいます。

4. 出再正味保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	827	863	**975**
傷害	463	403	**350**
自動車	1,085	1,122	**1,030**
自動車損害賠償責任	－	－	**－**
その他	1	－	**－**
合計	2,378	2,389	**2,357**

（注）出再正味保険料とは、再保険料から再保険返れい金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

5. 解約返れい金

（単位：百万円）

種目＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	48	45	**39**
傷害	－	－	**－**
自動車	476	436	**446**
自動車損害賠償責任	12	11	**10**
その他	0	0	**－**
合計	537	493	**495**

（注）解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金の合計額をいいます。

6. 保険引受利益

（単位：百万円）

種目＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	△167	△271	△**201**
傷害	59	101	△**162**
自動車	△1,467	△4,300	△**966**
自動車損害賠償責任	－	－	**－**
その他	407	380	**381**
合計	△1,167	△4,090	△**948**

（単位：百万円）

項目＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
保険引受収益	69,324	71,322	**73,359**
保険引受費用	55,542	59,138	**57,775**
営業費及び一般管理費	14,948	16,288	**16,535**
その他収支	△0	13	**3**
保険引受利益	△1,167	△4,090	△**948**

（注）1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

7. 正味支払保険金および正味損害率

（単位：百万円、％）

種目＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	369	0.8	97.8	396	0.8	104.4	**243**	**0.5**	**48.4**
傷害	779	1.7	61.4	744	1.6	70.9	**643**	**1.4**	**51.7**
自動車	43,686	95.7	73.3	46,007	96.0	76.2	**45,719**	**96.7**	**73.6**
自動車損害賠償責任	457	1.0	124.0	457	1.0	151.8	**436**	**0.9**	**124.1**
その他	338	0.7	31.2	323	0.7	35.5	**235**	**0.5**	**42.4**
合計	45,631	100.0	72.6	47,929	100.0	75.9	**47,278**	**100.0**	**72.8**

（注）1. 正味支払保険金とは、元受正味保険金および受再正味保険金から出再正味保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

8. 元受正味保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災	496	462	**262**
傷害	893	834	**697**
自動車	43,897	46,957	**45,979**
自動車損害賠償責任	－	－	**－**
その他	333	323	**235**
合計	45,619	48,578	**47,174**

（注）元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

9. 受再正味保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災	0	0	**0**
傷害	23	21	**16**
自動車	0	0	**0**
自動車損害賠償責任	457	457	**436**
その他	5	0	**0**
合計	486	479	**452**

（注）受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

10. 出再正味保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
火災	126	65	**18**
傷害	137	112	**70**
自動車	210	950	**261**
自動車損害賠償責任	－	－	**－**
その他	0	0	**0**
合計	474	1,127	**348**

（注）出再正味保険金とは、回収再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

保険契約に関する指標等

1. 保険契約に関する指標等－契約者配当金

該当ありません。

2. 正味事業費率

（単位：百万円、％）

区分＼年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
保険引受に係る事業費	16,298	17,559	**17,827**
（保険引受に係る営業費及び一般管理費）	14,948	16,288	**16,535**
（諸手数料及び集金費）	1,349	1,270	**1,292**
正味事業費率	23.5	24.8	**24.3**

（注）正味事業費率＝保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

3. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

（単位：％）

種目＼年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	97.8	163.0	260.8	104.4	140.0	244.4	**48.4**	**96.5**	**144.9**
傷害	61.4	36.3	97.6	70.9	51.0	121.9	**51.7**	**48.3**	**100.0**
自動車	73.3	22.1	95.5	76.2	23.4	99.6	**73.6**	**23.0**	**96.7**
自動車損害賠償責任	124.0	－	124.0	151.8	－	151.8	**124.1**	－	**124.1**
その他	31.2	36.7	67.9	35.5	37.4	72.9	**42.4**	**40.7**	**83.1**
合計	72.6	23.5	96.2	75.9	24.8	100.7	**72.8**	**24.3**	**97.1**

（注）1. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝（保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費）÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

4. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

（単位：％）

種目＼年度	2023 年度			2024 年度			2025 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	43.1	81.1	124.1	62.2	77.1	139.3	**39.8**	**71.3**	**111.1**
傷害	53.1	32.7	85.8	56.0	42.7	98.8	**43.2**	**44.8**	**88.0**
自動車	78.6	22.5	101.1	82.1	23.3	105.3	**77.1**	**23.2**	**100.3**
その他	33.4	36.6	69.9	35.7	37.0	72.7	**34.2**	**37.2**	**71.4**
合計	76.5	23.9	100.4	80.3	24.6	105.0	**75.2**	**24.5**	**99.8**

（注）1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝（支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
7. 第三分野保険につきましては、販売量が極めて少なく有意な情報が得られないため、傷害に含めて記載しています。

5. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

（単位：%）

区分＼年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国内契約	100.0	100.0	**100.0**
海外契約	－	－	**－**

（注）上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

6. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	2024 年度	2025 年度
出再先保険会社の数	24	**6**
出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合（%）	77.6	**98.7**

（注）1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。
2. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

7. 出再保険料の格付ごとの割合

（単位：%）

格付区分	2024 年度	2025 年度
A 以上	100.0	**100.0**
BBB 以上	－	**－**
その他（格付なし・不明・BB 以下）	－	**－**
合計	100.0	**100.0**

（注）1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険会社を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
2. 格付区分は、以下の方法により区分しています。
① S&P 社と Moody's の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は、低い方の格付を使用しています。
②これら 2 社の格付がない場合は A.M.Best の格付を使用しています。
格付機関別の A 格、BBB 格、BB 格の定義は以下のとおりです。

	A 以上	BBB 以上	BB 以下
S&P	A －以上	BBB －以上	BB ＋以下
Moody's	A3 以上	Baa3 以上	Ba1 以下
A.M.Best	A －以上	B ＋以上	B 以下

③各年度末時点の格付情報を使用しています。
3. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

8. 未収再保険金の推移

（単位：百万円）

		2023 年度	2024 年度	2025 年度
1	年度開始時の未収再保険金	58	71	**69**
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	348	1,062	**330**
3	当該年度回収等	336	1,063	**340**
4	年度末の未収再保険金（1+2－3）	71	69	**59**

（注）1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。
2. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

経理に関する指標等

1. 保険契約準備金

(1) 支払備金

(単位：百万円)

種目＼年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
火災	176	216	**252**
傷害	490	429	**348**
自動車	26,507	30,748	**32,870**
自動車損害賠償責任	183	179	**174**
その他	165	172	**128**
合計	27,523	31,746	**33,775**

(2) 責任準備金

(単位：百万円)

種目＼年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
火災	6,319	5,877	**5,748**
傷害	619	293	**537**
自動車	28,470	28,802	**29,972**
自動車損害賠償責任	2,096	2,029	**2,014**
その他	1,529	1,492	**1,300**
合計	39,036	38,495	**39,573**

2. 責任準備金積立水準

区分		2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	－	－	－
	標準責任準備金対象外契約	－	－	－
積立率		100.0%	100.0%	**100.0%**

(注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

3. 積立率＝(実際に積立てている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約に限る）

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成 13 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約以外の保険契約で平成 13 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成 13 年 7 月 1 日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3) 平成 13 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

（単位：百万円）

区分		2023年度末残高	2024年度増加額	2024年度減少額		2024年度末残高	2025年度増加額	2025年度減少額		2025年度末残高
				目的使用	その他			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	0	－	1	0	**0**	**－**	**0**	**0**
	個別貸倒引当金	1	0	－	0	2	**1**	**－**	**0**	**2**
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**	**－**
	計	2	1	－	1	2	**1**	**－**	**1**	**2**
役員退職慰労引当金		14	5	0	－	19	**6**	**－**	**－**	**26**
賞与引当金		417	494	417	－	494	**484**	**494**	**－**	**484**
役員賞与引当金		20	17	20	－	17	**20**	**17**	**－**	**20**
価格変動準備金		9	9	－	－	19	**15**	**19**	**－**	**15**

4. 貸付金償却の額

該当ありません。

5. 損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合によりあん分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常損失の増加額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常損失の増加額	2024年度	687百万円　（注）異常危険準備金残高の取崩額　17百万円
	2025年度	**720百万円　（注）異常危険準備金残高の取崩額　－**

6. 事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度	2024年度	2025年度
人件費	6,796	7,302	**7,436**
物件費	12,315	14,096	**14,499**
税金	602	676	**752**
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	0	0	**0**
保険契約者保護機構に対する負担金	－	－	**－**
諸手数料及び集金費	1,349	1,270	**1,292**
合計	21,064	23,346	**23,980**

（注）金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計額です。

7. 有価証券売却益明細表

（単位：百万円）

区分＼年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国債等	－	－	－
株式	－	22	－
外国証券	483	－	－
その他の有価証券	307	－	－
合計	791	22	－

8. 有価証券売却損明細表

（単位：百万円）

区分＼年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国債等	577	－	－
株式	－	－	－
外国証券	－	－	－
その他の有価証券	126	－	－
合計	703	－	－

9. 有価証券評価損明細表

該当ありません。

10. 減価償却費明細表

（単位：百万円、%）

資産の種類	取得原価	2025 年度償却額	2025 年度末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産					
建物	311	15	99	212	68.0
リース資産	330	73	185	145	43.9
その他の有形固定資産	200	11	51	149	74.5
無形固定資産					
ソフトウェア	12,913	2,272	7,269	5,643	43.7
合計	13,756	2,372	7,605	6,150	44.7

11. 固定資産処分損

（単位：百万円）

区分＼年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
建物	1	5	－
リース資産	0	－	－
その他の有形固定資産	0	1	0
ソフトウェア	36	125	150
その他の無形固定資産	0	－	－
合計	38	131	150

資産運用に関する指標

1. 現金および預貯金の推移

（単位：百万円）

区分＼年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
現金	0	0	**0**
預貯金	25,293	34,302	**14,233**
郵便振替・郵便貯金	845	590	**408**
当座預金	24,446	30,712	**13,824**
普通預金	0	3,000	**0**
合計	25,293	34,302	**14,233**

2. 運用資産および総資産の推移

（単位：百万円、％）

区分＼年度	2023 年度末		2024 年度末		2025 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	25,293	28.7	34,302	36.2	**14,233**	**13.2**
コールローン	－	－	－	－	**－**	**－**
買現先勘定	－	－	－	－	**－**	**－**
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	**－**	**－**
買入金銭債権	－	－	－	－	**－**	**－**
商品有価証券	－	－	－	－	**－**	**－**
金銭の信託	－	－	－	－	**－**	**－**
有価証券	40,125	45.5	39,717	41.9	**71,965**	**66.9**
うち株式	40	0.0	－	－	**－**	**－**
貸付金	－	－	－	－	**－**	**－**
土地・建物	80	0.1	110	0.1	**99**	**0.1**
運用資産	65,498	74.3	74,131	78.2	**86,298**	**80.2**
総資産	88,162	100.0	94,783	100.0	**107,557**	**100.0**

3. 利息および配当金収入の額および運用資産利回り（インカム利回り）の推移

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度		2024年度		2025年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	－	－	－	－	－	－
コールローン	－	－	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－
有価証券	218	0.44	103	0.26	**312**	**0.47**
うち株式	1	12.24	1	16.61	－	－
貸付金	－	－	－	－	－	－
土地・建物	－	－	－	－	－	－
小計	218	0.32	103	0.15	**312**	**0.38**
その他	0		0		**0**	
合計	218		103		**312**	

（注）運用資産利回り（インカム利回り）
資産運用に係る成果をインカム収入（利息および配当金収入）の観点から示す指標です。
分子を［利息および配当金収入］、分母を［取得原価又は償却原価による平均残高］として算出しています。

4. 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り
預貯金	－	18,120	－	－	29,807	－	－	**14,153**	－
コールローン	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－
有価証券	△355	50,093	△0.71	126	40,585	0.31	**112**	**67,091**	**0.17**
公社債	△459	32,654	△1.41	101	29,750	0.34	**298**	**56,529**	**0.53**
株式	1	14	12.24	24	10	225.92	－	－	－
外国証券	△105	5,744	△1.83	0	2,275	0.03	△**186**	**2,013**	△**9.25**
その他の証券	207	11,679	1.78	△0	8,548	△0.00	－	**8,548**	－
貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
土地・建物	－	93	－	－	109	－	－	**112**	－
金融派生商品	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	0	－	－	0	－	－	**0**	－	－
合計	△355	68,308	△0.52	126	70,502	0.18	**112**	**81,357**	**0.14**

（注）資産運用利回り（実現利回り）
資産運用に係る成果を当年度の期間損益への寄与の観点から示す指標です。
分子を［資産運用収益］＋［積立保険料等運用益］－［資産運用費用］、分母を［取得原価又は償却原価による平均残高］として算出しています。

5.（参考）時価総合利回り

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度			2024年度			2025年度		
	損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り
預貯金	－	18,120	－	－	29,807	－	**－**	**14,153**	**－**
コールローン	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
買現先勘定	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
商品有価証券	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
金銭の信託	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
有価証券	435	48,671	0.89	△ 224	39,953	△ 0.56	**174**	**66,108**	**0.26**
公社債	△ 112	32,093	△ 0.35	△ 173	29,536	△ 0.59	**163**	**56,039**	**0.29**
株式	4	38	11.36	△ 1	36	△ 4.24	**－**	**－**	**－**
外国証券	279	5,012	5.58	△ 14	1,928	△ 0.78	**18**	**1,650**	**1.09**
その他の証券	263	11,526	2.28	△ 34	8,452	△ 0.41	**△ 6**	**8,417**	**△ 0.08**
貸付金	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
土地・建物	－	93	－	－	109	－	**－**	**112**	**－**
金融派生商品	－	－	－	－	－	－	**－**	**－**	**－**
その他	0	－	－	0	－	－	**0**	**－**	**－**
合計	435	66,886	0.65	△ 224	69,871	△ 0.32	**174**	**80,375**	**0.22**

（注）実現利回りにその他有価証券の評価差額等を加味したもので時価ベースでの運用効率を示す指標です。
分子を［資産運用収益］＋［積立保険料等運用益］－［資産運用費用］＋［当期末評価差額］－［前期末評価差額］、分母を［取得原価又は償却原価による平均残高］＋［その他有価証券に係る前期末評価差額］＋［金銭の信託および売買目的有価証券に係る前期末評価損益］で算出しています（評価差額は税効果控除前の金額による）。

6. 海外投融資残高および構成比および利回り

（単位：百万円、%）

区分＼年度		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外貨建	公社債	－	－	－	－	**－**	**－**
	株式	－	－	－	－	**－**	**－**
	その他	－	－	－	－	**－**	**－**
	外貨建資産計	－	－	－	－	**－**	**－**
円貨建	非居住者貸付	－	－	－	－	**－**	**－**
	公社債（円建外債）	99	5.1	－	－	**－**	**－**
	その他	1,861	94.9	1,845	100.0	**879**	**100.0**
	円貨建資産計	1,961	100.0	1,845	100.0	**879**	**100.0**
合計		1,961	100.0	1,845	100.0	**879**	**100.0**
海外投資利回り							
運用資産利回り（インカム利回り）			0.72		0.03		**0.69**
資産運用利回り（実現利回り）			△ 1.83		0.03		**△ 9.25**
（参考）時価総合利回り			5.58		△ 0.78		**1.09**

7. 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

8. 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

（単位：百万円、%）

区分＼年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債	－	－	199	0.5	**39,792**	**55.3**
地方債	7,106	17.7	9,469	23.8	**7,647**	**10.6**
社債	22,438	55.9	19,785	49.8	**15,234**	**21.2**
株式	40	0.1	－	－	**－**	**－**
外国証券	1,961	4.9	1,845	4.6	**879**	**1.2**
その他の証券	8,577	21.4	8,417	21.2	**8,410**	**11.7**
合計	40,125	100.0	39,717	100.0	**71,965**	**100.0**

9. 保有有価証券利回り

（単位：%）

区分＼年度	2023年度末			2024年度末			2025年度末		
	運用資産利回り（インカム利回り）	資産運用利回り（実現利回り）	（参考）時価総合利回り	運用資産利回り（インカム利回り）	資産運用利回り（実現利回り）	（参考）時価総合利回り	運用資産利回り（インカム利回り）	資産運用利回り（実現利回り）	（参考）時価総合利回り
公社債	0.36	△ 1.41	△ 0.35	0.34	0.34	△ 0.59	**0.53**	**0.53**	**0.29**
株式	12.24	12.24	11.36	16.61	225.92	△ 4.24	**－**	**－**	**－**
外国証券	0.72	△ 1.83	5.58	0.03	0.03	△ 0.78	**0.69**	**△ 9.25**	**1.09**
その他の証券	0.49	1.78	2.28	－	△ 0.00	△ 0.41	**－**	**－**	**△ 0.08**
合計	0.44	△ 0.71	0.89	0.26	0.31	△ 0.56	**0.47**	**0.17**	**0.26**

（注）利回りの計算方法は 3、4、5 の注記のとおりです。

10. 有価証券の種類別の残存期間別残高

（単位：百万円）

区分＼残存期間		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合計
2024年度末	国債	199	－	－	－	－	－	199
	地方債	2,501	5,126	1,376	－	465		9,469
	社債	4,987	9,148	4,562	396	196	492	19,785
	株式	－	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	1,845	1,845
	その他の有価証券	－	－	－	－	－	8,417	8,417
	合計	7,687	14,275	5,939	396	661	10,756	39,717
2025年度末	**国債**	**21,385**	**18,407**	**－**	**－**	**－**	**－**	**39,792**
	地方債	**2,388**	**4,810**	**－**	**448**	**－**	**－**	**7,647**
	社債	**5,670**	**8,675**	**95**	**396**	**－**	**396**	**15,234**
	株式	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**
	外国証券	**879**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**879**
	その他の有価証券	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**8,410**	**8,410**
	合計	**30,322**	**31,894**	**95**	**844**	**－**	**8,807**	**71,965**

（注）10 年超には期間の定めのないものを含んでいます。

11. 業種別保有株式の額

（単位：千株、百万円、%）

区分＼年度	2023年度末			2024年度末			2025年度末		
	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
情報・通信業	20	39	96.1	－	－	－	－	－	－
サービス業	0	1	3.9	－	－	－	－	－	－
合計	20	40	100.0	－	－	－	－	－	－

（注）業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

12. 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

13. 担保別貸付金残高

該当ありません。

14. 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

15. 規模別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

16. 有形固定資産明細表

（単位：百万円）

区分＼年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
土地	－	－	－
営業用	－	－	－
賃貸用	－	－	－
建物	80	110	**99**
営業用	80	110	**99**
賃貸用	－	－	－
建設仮勘定	－	－	－
営業用	－	－	－
賃貸用	－	－	－
合計	80	110	**99**
営業用	80	110	**99**
賃貸用	－	－	－
リース資産	190	194	**185**
その他の有形固定資産	53	58	**51**
有形固定資産合計	324	363	**336**

17. 長期性資産

該当ありません。

18. 特別勘定に関する指標

該当ありません。

責任準備金残高の内訳

（単位：百万円）

種目 ＼ 内訳		普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	危険準備金Ⅱ	合計
2024年度末	火災	5,232	633	－	－	11	5,877
	傷害	120	173	－	－	－	293
	自動車	26,643	2,159	－	－	－	28,802
	自動車損害賠償責任	2,029	－	－	－	－	2,029
	その他	514	978	－	－	－	1,492
	合計	34,539	3,944	－	－	11	38,495
2025年度末	**火災**	**5,048**	**666**	**－**	**－**	**33**	**5,748**
	傷害	**314**	**222**	**－**	**－**	**－**	**537**
	自動車	**27,731**	**2,241**	**－**	**－**	**－**	**29,972**
	自動車損害賠償責任	**2,014**	**-**	**－**	**－**	**－**	**2,014**
	その他	**304**	**995**	**－**	**－**	**－**	**1,300**
	合計	**35,413**	**4,126**	**－**	**－**	**33**	**39,573**

期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2021年度	21,096	10,566	8,447	2,082
2022年度	22,186	11,249	8,859	2,077
2023年度	25,544	13,913	9,577	2,053
2024年度	28,215	16,026	11,060	1,128
2025年度	**31,911**	**15,746**	**13,157**	**3,006**

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●傷害

（単位：百万円）

事故発生年度		2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	766			790			855			758			**647**		
	1 年 後	799	1.04	32	825	1.04	34	875	1.02	20	727	0.96	△31			
	2 年 後	804	1.01	4	824	1.00	△0	878	1.00	2						
	3 年 後	808	1.01	4	825	1.00	0									
	4 年 後	808	1.00	△0												
最終損害見積り額		808			825			878			727			**647**		
累計保険金		802			806			858			689			**334**		
支払備金		5			18			20			37			**312**		

●自動車

（単位：百万円）

事故発生年度		2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	33,010			41,438			46,663			49,205			**48,168**		
	1 年 後	33,011	1.00	0	41,609	1.00	170	46,990	1.01	326	49,139	1.00	△66			
	2 年 後	32,919	1.00	△92	42,382	1.02	773	47,304	1.01	314						
	3 年 後	32,966	1.00	46	42,354	1.00	△28									
	4 年 後	32,760	0.99	△205												
最終損害見積り額		32,760			42,354			47,304			49,139			**48,168**		
累計保険金		31,740			39,863			43,370			42,184			**30,714**		
支払備金		1,020			2,490			3,933			6,954			**17,453**		

●賠償責任

（単位：百万円）

事故発生年度		2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度			2025 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	98			125			114			108			**59**		
	1 年 後	87	0.89	△10	164	1.32	39	109	0.95	△5	110	1.02	2			
	2 年 後	86	0.99	△0	186	1.13	21	113	1.04	4						
	3 年 後	85	0.98	△1	180	0.97	△6									
	4 年 後	86	1.02	1												
最終損害見積り額		86			180			113			110			**59**		
累計保険金		87			120			99			84			**43**		
支払備金		△0			59			14			25			**15**		

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した倍率を記載しています。
3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した額を記載しています。

Ⅴ. 財産の状況

財務諸表

1. 貸借対照表

（単位：百万円）

科目＼年度	2024年度（2025年3月31日現在）金額	2025年度（2026年3月31日現在）金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	34,302	**14,233**
現金	0	**0**
預貯金	34,302	**14,233**
有価証券	39,717	**71,965**
国債	199	**39,792**
地方債	9,469	**7,647**
社債	19,785	**15,234**
外国証券	1,845	**879**
その他の証券	8,417	**8,410**
有形固定資産	363	**336**
建物	110	**99**
リース資産	194	**185**
その他の有形固定資産	58	**51**
無形固定資産	8,524	**9,606**
ソフトウェア	7,594	**7,269**
ソフトウェア仮勘定	927	**2,334**
その他の無形固定資産	2	**2**
その他資産	8,781	**8,114**
未収保険料	2,776	**2,671**
代理店貸	110	**103**
共同保険貸	11	**8**
再保険貸	79	**86**
外国再保険貸	16	**7**
未収金	1,861	**1,351**
未収収益	29	**27**
預託金	477	**481**
仮払金	3,416	**3,375**
繰延税金資産	3,095	**3,303**
貸倒引当金	△2	**△2**
資産の部合計	94,783	**107,557**

（単位：百万円）

科目＼年度	2024年度 （2025年3月31日現在） 金額	2025年度 （2026年3月31日現在） 金額
（負債の部）		
保険契約準備金	70,242	**73,349**
支払備金	31,746	**33,775**
責任準備金	38,495	**39,573**
その他負債	6,621	**6,873**
共同保険借	33	**37**
再保険借	211	**234**
外国再保険借	48	**42**
未払法人税等	212	**223**
預り金	40	**42**
未払金	1,841	**1,902**
仮受金	4,015	**4,178**
リース債務	218	**210**
役員退職慰労引当金	19	**26**
賞与引当金	494	**484**
役員賞与引当金	17	**20**
価格変動準備金	19	**15**
負債の部合計	77,416	**80,769**
（純資産の部）		
資本金	35,260	**40,260**
資本剰余金	43,692	**48,692**
資本準備金	33,497	**38,497**
その他資本剰余金	10,194	**10,194**
利益剰余金	△60,767	**△61,490**
その他利益剰余金	△60,767	**△61,490**
繰越利益剰余金	△60,767	**△61,490**
株主資本合計	18,185	**27,462**
その他有価証券評価差額金	△818	**△674**
評価・換算差額等合計	△818	**△674**
純資産の部合計	17,367	**26,787**
負債及び純資産の部合計	94,783	**107,557**

2025 年度貸借対照表の注記事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
   その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
   なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

2. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法によっております。

3. 無形固定資産（リース資産を除く）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。

4. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。

6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
   今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者等に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。
   また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内部規程による支給見込額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

8. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

9. 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

10. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

11. 保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

12. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
   ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
   なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産中の仮払金に計上し、5年間で均等償却しております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
   （1）支払備金
   ①当事業年度の計算書類に計上した金額
   支払備金　　33,775 百万円
   ②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
   保険業法第 117 条、同法施行規則第 72 条および第 73 条の規定ならびに平成 10 年大蔵省告示第 234 号に基づき、支払備金を積み立てております。
   ア　算出方法
   普通支払備金については、支払事由の発生の報告があった保険契約について、支払事由の報告内容、保険契約の内容および損害調査内容等に基づき個別に支払見込額を見積もっており、また、既発生未報告損害支払備金（以下「IBNR 備金」という。）については、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められるものについて、保険種類等の計算単位ごとに、主として統計的手法を用いて見積もっております。なお、大規模自然災害などの個別性の高い損害については、

個別に IBNR 備金を見積もっております。

イ　翌事業年度の計算書類に与える影響

法令等の改正、裁判の判例の動向、インフレおよび為替相場などの変動要因により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。

なお、IBNR 備金は、過去の実績等を勘案し、適正な保険数理に基づき積み立てておりますが、支払事由の発生について未報告であること等に起因する不確実性を有しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　3,303 百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

ア　算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

イ　翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

14. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は「運用資産の流動性と安全性に留意しつつ、安定的な収益の確保を図る」ことを基本方針として、リスク管理に留意した資産運用を行っており中長期的な収益確保を目指しております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有している円建債券は全て固定金利資産であり、金利が上昇した場合には資産価値が減少するリスクに晒されております。

債券等の有価証券を保有していることから、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスク（流動性リスク）に晒されております。

また、当社が保有している有価証券は、発行体の信用力の低下や破綻による価値の減少、あるいは利息や元本の回収不能に陥る等の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、企業価値の最大化を目的とする戦略的リスク経営（ERM）の観点から、リスクを適切に把握、評価、コントロールし、リスク発現の際に的確に対応できる態勢を次のとおり整備しております。

ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社が定める「ＳＯＭＰＯグループ ERM 基本方針」をふまえた規程を制定しているほか、経営陣がリスクの状況を把握したうえで、適切な意思決定を行うために、経営会議の下にその諮問機関として ERM・コンプライアンス委員会を設置しております。また、経営に重大な影響を及ぼしうる各種リスクについてリスクを定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールするリスク管理部門を定め、リスク管理態勢を整備・推進するための部署を設置しております。

当社は、損害保険ジャパン株式会社の資産運用リスクモデルにより、定期的に資産運用リスク量を計測しております。また、過去に発生した最大規模の市況下落やデフォルト率などを想定し、その影響度を測定するストレス・テストを行い、リスク管理に活用しております。

信用供与先の管理としては、与信供与先を一定以上の信用格付けを有する対象に限定するとともに、特定与信先へのリスク集積回避のため、与信先ごとのリミット管理を行っております。

流動性リスクについては、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。
現金及び預貯金は、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	71,965	71,965	－
その他有価証券	71,965	71,965	－
資　産　計	71,965	71,965	－

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	698	698	0
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	698	698	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	61,976	62,600	△623
	外国証券	879	1,037	△158
	その他	8,410	8,548	△138
	小計	71,266	72,187	△920
合計		71,965	72,885	△920

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券	39,792	22,882	9,290	71,965
その他有価証券	39,792	22,882	9,290	71,965
資　産　計	39,792	22,882	9,290	71,965

(注１) 有価証券の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明
活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価格等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル 2 またはレベル 3 の時価に分類しております。
私募債は、第三者から入手した価格に基づき算出した価額を時価としており、入手した価格に使用されたインプットが観察可能なインプットを用いている場合または観察できないインプットの影響が重要でない場合については、レベル 2 の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合については、レベル 3 の時価に分類することとしております。

（注 2）時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報
①期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

	有価証券
	その他有価証券
期首残高	10,263
損益に計上（※）	△ 200
その他有価証券評価差額金に計上	197
購入、売却、発行および決済	△ 970
期末残高	9,290

（※）損益計算書の「資産運用費用」に含まれております。

②時価の評価プロセスの説明
金融商品の売買を行う部署が保有する金融商品の時価について、当社が定める基本的方針に従って算定および検証が行われます。算定された結果は、金融商品の売買を行う部署から独立した部署によって検証が行われます。時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクが最も適切に反映されるよう算定しております。
また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認などの適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

15. 有形固定資産の減価償却累計額は 506 百万円であります。

16. 関係会社に対する金銭債権の総額は 65 百万円、金銭債務の総額は 111 百万円であります。

17. 繰延税金資産の総額は 3,303 百万円、繰延税金負債の総額は 0 百万円であります。
なお、繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	4,051	百万円
責任準備金	1,669	百万円
支払備金	1,128	百万円
その他	602	百万円
繰延税金資産小計	7,451	百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 4,030	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 117	百万円
評価性引当額小計	△ 4,148	百万円
繰延税金資産合計	3,303	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0	百万円
繰延税金負債合計	0	百万円
繰延税金資産の純額	3,303	百万円

（注 1）税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の 繰越欠損金	1,492	－	1,256	731	－	570	4,051
評価性引当額	△ 1,471	－	△ 1,256	△ 731	－	△ 570	△ 4,030
繰延税金資産	20	－	—	—	－	—	20

（注２）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（注３）当社は、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示を行っております。

18. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	33,943	百万円
同上にかかる出再支払備金	342	百万円
差引（イ）	33,600	百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	174	百万円
計（イ＋ロ）	33,775	百万円

19. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	33,625	百万円
同上にかかる出再責任準備金	227	百万円
差引（イ）	33,398	百万円
その他の責任準備金（ロ）	6,175	百万円
計（イ＋ロ）	39,573	百万円

20. 1株当たりの純資産額は 1,025円 96銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額 26,787百万円から控除する金額はありません。
また、普通株式の期末株式数は 26,109千株であります。

21. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）金額	2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）金額
経常収益	71,390	**73,646**
保険引受収益	71,322	**73,359**
正味収入保険料	70,704	**73,291**
積立保険料等運用益	77	**67**
責任準備金戻入額	540	**－**
為替差益	0	**－**
資産運用収益	49	**244**
利息及び配当金収入	103	**312**
有価証券売却益	22	**－**
有価証券償還益	0	**0**
積立保険料等運用益振替	△77	**△67**
その他経常収益	18	**42**
経常費用	75,541	**74,644**
保険引受費用	59,138	**57,775**
正味支払保険金	47,929	**47,278**
損害調査費	5,708	**6,092**
諸手数料及び集金費	1,270	**1,292**
支払備金繰入額	4,223	**2,028**
責任準備金繰入額	－	**1,077**
為替差損	－	**0**
その他保険引受費用	5	**5**
資産運用費用	0	**200**
有価証券償還損	0	**0**
その他運用費用	－	**200**
営業費及び一般管理費	16,366	**16,595**
その他経常費用	36	**73**
支払利息	6	**7**
貸倒引当金繰入額	0	**－**
その他の経常費用	30	**65**
経常損失	4,151	**998**

科目＼年度	2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日) 金額	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日) 金額
特別利益	－	**4**
価格変動準備金戻入額	－	**4**
特別損失	519	**150**
固定資産処分損	131	**150**
減損損失	－	**0**
価格変動準備金繰入額	9	**－**
その他特別損失	377	**－**
税引前当期純損失	4,670	**1,144**
法人税及び住民税	△ 901	△ **294**
法人税等調整額	△ 360	△ **126**
法人税等合計	△ 1,262	△ **420**
当期純損失	3,408	**723**

2025 年度損益計算書の注記事項

1. 関係会社との取引による収益の総額は 1 百万円、費用の総額は 2,680 百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	75,648	百万円
支払再保険料	2,357	百万円
差引	73,291	百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	47,627	百万円
回収再保険金	348	百万円
差引	47,278	百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,627	百万円
出再保険手数料	335	百万円
差引	1,292	百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ) に掲げる保険を除く）	2,021	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 11	百万円
差引（イ）	2,033	百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	△ 5	百万円
計（イ＋ロ）	2,028	百万円

(5) 責任準備金戻入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金戻入額（出再責任準備金控除前）	884	百万円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	△ 4	百万円
差引（イ）	888	百万円
その他の責任準備金戻入額（ロ）	189	百万円
計（イ＋ロ）	1,077	百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

有価証券利息・配当金	312	百万円
その他利息・配当金	0	百万円
計	312	百万円

3. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は確定拠出年金の拠出額 210百万円であります。

4. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	SOMPOホールディングス株式会社	（被所有）間接　100.0%	通算子会社	グループ通算制度に伴う受取予定額（注３）	313	未収金	313
親会社	損害保険ジャパン株式会社	（被所有）直接 100.0%	経営管理役員の兼任	第三者割当（注４）	9,999	―	―
親会社の子会社	SOMPOシステムズ株式会社	なし	ソフトウェア開発の業務委託	ソフトウェア開発の業務委託	3,066	未払金	242

（注１）取引金額および期末残高は消費税を含んでおります。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。
（注３）受取予定額については、法人税法に規定する通算税効果額に基づいて決定しております。
（注４）2025 年 9 月における第三者割当による 8,333 千株の新株発行により、9,999 百万円の資金調達を行いました。

5. 1株当たりの当期純損失の額は 32円 95銭であります。
算定上の基礎である当期純損失は 723百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。
また、普通株式の期中平均株式数は 21,954千株であります。
潜在株式調整後 1株当たりの当期純損失の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日) 金額	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日) 金額
Ⅰ.営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△4,670	**△1,144**
減価償却費	2,289	**2,372**
減損損失	－	**0**
支払備金の増減額（△は減少）	4,223	**2,028**
責任準備金の増減額（△は減少）	△540	**1,077**
貸倒引当金の増減額（△は減少）	0	**△0**
その他引当金の増減額（△は減少）	79	**△0**
価格変動準備金の増減額（△は減少）	9	**△4**
利息及び配当金収入	△103	**△312**
有価証券関係損益（△は益）	△23	**200**
支払利息	6	**7**
有形固定資産関係損益（△は益）	6	**0**
無形固定資産関係損益（△は益）	114	**150**
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	56	**65**
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	536	**△115**
その他	0	**28**
小計	1,984	**4,354**
利息及び配当金の受取額	141	**161**
利息の支払額	△6	**△7**
法人税等の支払額	△15	**901**
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,103	**5,410**
Ⅱ.投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△3,205	**△66,302**
有価証券の売却・償還による収入	4,260	**34,070**
その他	1,850	**－**
資産運用活動計	2,905	**△32,231**
営業活動及び資産運用活動計	5,009	**△26,820**
有形固定資産の取得による支出	△69	**△8**
無形固定資産の取得による支出	△1,855	**△3,160**
投資活動によるキャッシュ・フロー	980	**△35,400**
Ⅲ.財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	5,999	**9,999**
リース債務の返済による支出	△75	**△79**
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,924	**9,920**
Ⅳ.現金及び現金同等物に係る換算差額	－	**－**
Ⅴ.現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	9,009	**△20,068**
Ⅵ.現金及び現金同等物期首残高	25,293	**34,302**
Ⅶ.現金及び現金同等物期末残高	34,302	**14,233**

2025年度キャッシュ・フロー計算書の注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の現金及び預貯金の金額であります。

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 貸借対照表（主要項目）の推移

（単位：百万円）

科目＼年度		2023年度 金額	2024年度 金額	2025年度 金額
資産の部	現金及び預貯金	25,293	34,302	**14,233**
	有価証券	40,125	39,717	**71,965**
	有形固定資産	324	363	**336**
	無形固定資産	9,271	8,524	**9,606**
	その他資産	10,500	8,781	**8,114**
	繰延税金資産	2,650	3,095	**3,303**
	貸倒引当金	△2	△2	**△2**
	資産の部合計	88,162	94,783	**107,557**
負債及び純資産の部	保険契約準備金	66,559	70,242	**73,349**
	その他負債	6,098	6,621	**6,873**
	役員退職慰労引当金	14	19	**26**
	賞与引当金	417	494	**484**
	役員賞与引当金	20	17	**20**
	価格変動準備金	9	19	**15**
	負債の部合計	73,120	77,416	**80,769**
	資本金	32,260	35,260	**40,260**
	資本剰余金	40,692	43,692	**48,692**
	利益剰余金	△57,358	△60,767	**△61,490**
	株主資本合計	15,593	18,185	**27,462**
	評価・換算差額等合計	△552	△818	**△674**
	純資産の部合計	15,041	17,367	**26,787**
	負債及び純資産の部合計	88,162	94,783	**107,557**

5. 損益計算書（主要項目）の推移

（単位：百万円）

科目 ＼ 年度		2023年度 金額	2024年度 金額	2025年度 金額
経常損益の部	経常収益	70,277	71,390	**73,646**
	保険引受収益	69,324	71,322	**73,359**
	正味収入保険料	69,256	70,704	**73,291**
	積立保険料等運用益	67	77	**67**
	責任準備金戻入額	－	540	**－**
	為替差益	0	0	**－**
	資産運用収益	942	49	**244**
	利息及び配当金収入	218	103	**312**
	有価証券売却益	791	22	**－**
	有価証券償還益	－	0	**0**
	積立保険料等運用益振替	△67	△77	**△67**
	その他経常収益	10	18	**42**
	経常費用	71,955	75,541	**74,644**
	保険引受費用	55,542	59,138	**57,775**
	正味支払保険金	45,631	47,929	**47,278**
	損害調査費	4,682	5,708	**6,092**
	諸手数料及び集金費	1,349	1,270	**1,292**
	支払備金繰入額	2,518	4,223	**2,028**
	責任準備金繰入額	1,354	－	**1,077**
	為替差損	－	－	**0**
	その他保険引受費用	6	5	**5**
	資産運用費用	1,365	0	**200**
	有価証券売却損	703	－	**－**
	有価証券評価損	－	－	**－**
	有価証券償還損	0	0	**0**
	その他運用費用	661	－	**200**
	営業費及び一般管理費	15,032	16,366	**16,595**
	その他経常費用	15	36	**73**
	経常利益（経常損失は△）	△1,678	△4,151	**△998**
特別損益の部	特別利益	97	－	**4**
	特別損失	186	519	**150**
税引前当期純利益（税引前当期純損失は△）		△1,767	△4,670	**△1,144**
法人税及び住民税		15	△901	**△294**
法人税等調整額		△667	△360	**△126**
法人税等合計		△651	△1,262	**△420**
当期純利益（当期純損失は△）		△1,116	△3,408	**△723**

6. 株主資本等変動計算書

前事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）　（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	32,260	30,497	10,194	40,692	△57,358	△57,358	15,593	△552	△552	15,041
当期変動額										
新株の発行	3,000	2,999	－	2,999	－	－	5,999	－	－	5,999
当期純損失（△）	－	－	－	－	△3,408	△3,408	△3,408	－	－	△3,408
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	△266	△266	△266
当期変動額合計	3,000	2,999	－	2,999	△3,408	△3,408	2,591	△266	△266	2,325
当期末残高	35,260	33,497	10,194	43,692	△60,767	△60,767	18,185	△818	△818	17,367

2024 年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 当事業年度末における発行済株式数は 17,776千株であります。

	当期首株式数（千株）	当期増加株式数（千株）	当期減少株式数（千株）	当期末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	13,345	4,430	－	17,776
合　計	13,345	4,430	－	17,776

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

当事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）　（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	35,260	33,497	10,194	43,692	△60,767	△60,767	18,185	△818	△818	17,367
当期変動額										
新株の発行	5,000	4,999	－	4,999	－	－	9,999	－	－	9,999
当期純損失（△）	－	－	－	－	△723	△723	△723	－	－	△723
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	143	143	143
当期変動額合計	5,000	4,999	－	4,999	△723	△723	9,276	143	143	9,420
当期末残高	40,260	38,497	10,194	48,692	△61,490	△61,490	27,462	△674	△674	26,787

2025 年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 当事業年度末における発行済株式数は 26,109千株であります。

	当期首株式数（千株）	当期増加株式数（千株）	当期減少株式数（千株）	当期末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	17,776	8,333	－	26,109
合　　計	17,776	8,333	－	26,109

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 1 株当たり指標

区分＼年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
1 株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△ 83 円 62 銭	△ 236 円 59 銭	**△ 32 円 95 銭**
1 株当たり純資産額	1,127 円 06 銭	976 円 99 銭	**1,025 円 96 銭**

（注）1. 1 株当たり情報については、自己株式数を控除して算出しています。
2. 1 株当たり情報の計算については、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号）および「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号）を適用しています。
3. 1 株当たり当期純利益は、$\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数（加重平均）}}$により算出しています。なお、期中平均株数は自己株式数を控除して算出しています。

8. 1 人当たり総資産

（単位：百万円）

区分＼年度	2023 年度末	2024 年度末	2025 年度末
従業員 1 人当たり総資産	91	89	**108**

保険業法に基づく債権

保険業法に基づく債権

（単位：百万円）

区分＼年度	2024 年度末	2025 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－
危険債権	－	－
三月以上延滞債権	－	－
貸付条件緩和債権	－	－
正常債権	－	－
合計額	－	－

（注）各保険業法に基づく債権の定義は、次のとおりです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
   破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権
   危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（注 1 に掲げるものを除く。）です。
3. 三月以上延滞債権
   三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（注 1 および 2 に掲げるものを除く。）です。
4. 貸付条件緩和債権
   貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取り決めを行なった貸付金（注 1 から 3 までに掲げるものを除く。）です。
5. 正常債権
   正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注 1 から 4 までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

元本補填契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。

単体ベースのソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2025 年度から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

2025 年度の単体ベースのソルベンシー・マージン比率の開示は 2026 年 10 月末の予定ですが、早期是正措置の発動基準である 100%は上回る見込みです。

■ 適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて 2 つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

当社は、保険業法施行規則第 86 条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）および第 87 条（通常の予測を超える危険に対応する額）ならびに令和 7 年金融庁告示第 74 号等の規定に基づき、単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出しています。単体ベースの比率とは、1 つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

種類		2024年度末			2025年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	504	505	0	**698**	**698**	**0**
	株式	－	－	－	**－**	**－**	**－**
	外国証券	－	－	－	**－**	**－**	**－**
	その他	－	－	－	**－**	**－**	**－**
	小計	504	505	0	**698**	**698**	**0**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	29,438	28,948	△ 489	**62,600**	**61,976**	**△ 623**
	株式	－	－	－	**－**	**－**	**－**
	外国証券	2,208	1,845	△ 362	**1,037**	**879**	**△ 158**
	その他	8,548	8,417	△ 131	**8,548**	**8,410**	**△ 138**
	小計	40,196	39,212	△ 983	**72,187**	**71,266**	**△ 920**
合計		40,700	39,717	△ 982	**72,885**	**71,965**	**△ 920**

(注) 市場価格のない株式等は、上表に含まれていません。

(4) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	2024年度末			2025年度末		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	－	－	－	**－**	**－**	**－**
株式	35	22	－	**－**	**－**	**－**
外国証券	－	－	－	**－**	**－**	**－**
その他	－	－	－	**－**	**－**	**－**
合計	35	22	－	**－**	**－**	**－**

(注) 市場価格のない株式等は、上表に含まれていません。

(5) 市場価格のない株式等

該当ありません。

2. 金銭の信託に係る時価情報

該当ありません。

3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当ありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

5. 先物外国為替取引

該当ありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引　（7 に掲げるものを除く。）

該当ありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引

該当ありません。

その他

1. 会計監査

当社では、2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けています。

2. 財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部監査の有効性の確認

当社では、2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部監査の有効性について、取締役社長が確認しています。

3. 子会社等

「保険会社及びその子会社等の概況」「保険会社及びその子会社等の主要な業務」「保険会社及びその子会社等の直近の 2 連結会計年度における財産の状況」については該当事項はありません。

Web サイトのご案内

損害保険用語の解説については、ＳＯＭＰＯダイレクト公式 Web サイトをご覧ください。
取扱商品のご案内、会社案内、決算の状況、リクルート情報はもちろん、当社の最新情報や保険にまつわるさまざまな話題も掲載しています。

https://www.sompo-direct.co.jp/

ＳＯＭＰＯダイレクトの現状 2026
2026 年 7 月発行

ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社
経営企画部
〒 160-8338　東京都新宿区西新宿 1-26-1
☎ 03-3988-2711（代表）